

第 5 期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート【記入例】

プランの目標達成に向けての進捗管理や評価、検証、改善等を行うため、①年度目標 ②取組実績 ③評価 ④男女共同参画の視点に立った課題 ⑤男女共同参画の視点に立った改善点の名称で 5 項目を設定しています。  
 ※具体的取組、担当課の項目及び名称は、第 5 期ねやがわ男女共同参画プランにおいて使用されているものです。

施策の方向	No.	具体的取組	令和 5 年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和 6 年度目標	担当課
(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画推進	1	審議会等への女性参画の意義について庁内の共通認識を深め、団体選出委員における女性推薦の促進などを行い女性の参画率を向上します。	「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、女性委員の比率向上に努める。 なお、本プランの最終年度の目標値は40%以上60%以下と設定している。 ●●審議会については、今年度委員の解委嘱があることから、男女比の目標を以下の内容とする。 【委嘱前】 男性 8 名 女性 2 名（女性比率20%） 【委嘱後】 男性 7 名 女性 3 名（女性比率30%）						関係課
(3)女性の能力開発とリーダー育成	8	女性が企画力、表現力など様々な能力を身に付けてエンパワーメントするための啓発事業などに取り組めます。	・ふらっと市民セミナーの実施 女性を対象にした、夫婦、親子間のコミュニケーション能力向上講座を2回連続形式で実施する。 広報手段は、従来の広報紙、市ホームページ、チラシに加え、新たにメールねやがわでの周知も行う。 第 1 回（学習編） 開催予定：令和 4 年 7 月下旬 2 時間の講座 定員：20名 参加者目標数：20名 第 2 回（実践編） 開催予定：令和 4 年 8 月初旬 2 時間の講座 定員：20名 参加者目標数：20名 場所：男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）						人権・男女共同参画課

記入してください  
 ※ 年度末日でないと実績が出ないものに関しては  
 見込み値を記入し、その旨記載してください。

具体的取組の内容をもとに、担当課が設定するものです。  
 目標とする回数、人数、男女比など数値化が可能な内容については、それらを用いて目標を設定してください。

<p style="text-align: center;"><b>記入手順</b></p> <p>1. 該当する具体的取組No.の令和 5 年度目標（薄紫色のセル）を、上記の説明や令和 4 年度回答標等を参考に記入してください。                  該当する具体的取組No.の令和 6 年度目標（薄紫色のセル）を、上記の説明や令和 5 年度目標等を参考に記入してください。                  ※管理シートは課題毎に分かれています。</p> <p style="text-align: center;"><b>留意事項</b></p> <p>1. 具体的取組No.1につきましては、別紙2-1に記載の担当課は【別紙 2】①に記入をお願いします。                  2. 具体的取組No.3,23,25,26,33,41,57,63,66,76につきましては、記載の担当課は【別紙 2】②に記入をお願いします。                  3. 列の高さは記入量に応じて変えてください（行の幅は変えないでください）。</p>	<p style="text-align: center;"><b>管理シートの「評価」項目について</b></p> <p>【「男女共同参画の視点」の確認ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の企画・立案・実施過程に、性別に関わりなく参画しているか。</li> <li>・ 事業への参加やサービスを利用した人々の性別データを把握しているか。</li> <li>・ 性別に関わりなく、事業への参加やサービスの利用ができるよう配慮（時間帯・曜日・一時保育等）しているか。</li> <li>・ 事業の効果が、合理的な理由なく、特定の性に偏っていないか。</li> </ul> <p>※ 単に「男女仲良く」「男女同数、同率」ではありません。</p> <p>【評価の目安】</p> <p>A：達成度80%以上                  年度目標に設定した取組について、男女共同参画の視点を持って実施し、目標に合致した取組の効果が得られた。</p> <p>B：達成度50%～75%                  年度目標に設定した取組について、男女共同参画の視点を持って実施し、取組の効果が概ね得られた。</p> <p>C：達成度25%～50%                  年度目標に設定した取組について、男女共同参画の視点を持って実施し、取組の効果が部分的に得られた。</p>
---	---

## 第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進

課題 1.政策・方針決定過程への女性の参画推進

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画推進	1	審議会等への女性参画の意義について庁内の共通認識を深め、団体選出委員における女性推薦の促進などを行い女性の参画率を向上します。	「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、女性委員の比率向上に努める。 なお、本プランの最終年度の目標値は40%以上60%以下と設定している。 指標：審議会等委員への女性委員の登用比率 令和2年度実績値 27.3% 第5期プラン目標値 40%以上60%以下 指標：女性委員のいない審議会等の割合 令和2年度実績値 4.2% 第5期プラン目標値 0%	—		—	—	—	関係課
	2	審議会等における女性委員の登用比率などの現状について調査します。	審議会等を所管している各課へのヒアリング調査等の実施。	「審議会設置状況調査」により、市の審議会における女性委員の登用比率などの現状について調査を行った。	B	審議会等を所管している各課へのヒアリング調査については、女性の登用比率の実績値が低調である所管課へ、実績値が上がらない理由等の聞き取りを行う必要がある。	引き続き、「審議会設置状況調査」を踏まえ、女性委員の登用比率の現状、課題について調査し、登用率の向上に努める。	市全体の審議会を対象に、所管している各課へ女性委員の登用比率について調査し、実績値が上がらない理由等の聴取を行う。	人権・男女共同参画課
(2)女性職員の管理職登用の推進	3	キャリアパスの明確化により、女性職員の昇任意欲を喚起されるような昇任資格取得制度を推進します。	女性職員の管理職養成課程への申込の促進 指標：市職員の女性管理職比率 令和2年度実績値 係長以上17.8% 第5期プラン目標値 係長以上30%	ねやがわ版管理職養成課程において、受講しやすい仕組みとなるよう制度の見直しを行い、女性職員の申込者数が増加した。 【女性職員の申込者数】 ・キャリアコース（係長）：7人 ・キャリアコース（一般職）：3人 ・準キャリアコース：3人	B	ねやがわ版管理職養成課程の制度見直しにより、女性職員の申込者数が増加したが、市職員の女性管理職比率の目標達成には至っていない。	令和5年度ねやがわ版管理職養成課程において、女性職員の申込者数が増加したが、引き続き受講しやすい仕組みとなるよう、不断に制度の見直しを検討していく。	女性管理職登用推進区分の更なる周知を行うとともに、受講する時期・時間を見直すなど、より良い制度となるよう見直しを検討する。	人事室
	4	高度な知識・技術を取得し、指導力を有する女性職員の育成を図るため、意欲のある女性職員の外部研修への派遣を積極的に行います。	おおさか市町村研修研究センター、市町村アカデミー等への派遣・交流研修等を実施する。	派遣先：おおさか市町村職員研修研究センター 内容：タイムマネジメント研修 他 人数：15人 派遣先：大阪府総務部市町村局行政課 内容：地方自治制度勉強会 人数：3人	A	高度な知識・技術を取得し、指導力を有する女性職員の育成を図るため、意欲のある女性職員の外部研修への派遣を行う。	引き続き、意欲のある女性職員の外部研修への派遣を積極的に行う。	指導力を有する女性職員の育成を図るため、おおさか市町村研修研究センター、市町村アカデミー等への派遣・交流研修等を実施する。	人事室
	5	女性職員のキャリア意識を醸成すること及び女性の活躍推進を図るための研修を実施します。	女性職員のキャリア意識を醸成するとともに、女性の働きやすい職場環境づくりについて考える機会を提供するための研修を実施する。	女性活躍推進研修の実施 開催日：令和5年12月6日（水） 対象者：令和5年度に30歳に到達する職員（26人） 出席者数：25人	A	全ての職員に対して、女性職員のキャリア意識を醸成するとともに、女性の働きやすい職場環境づくりについて考える機会を提供する研修を実施する。	引き続き、女性活躍推進研修を実施する。	女性職員のキャリア意識を醸成するとともに、女性の働きやすい職場環境づくりについて考える機会を提供するための研修を実施する。	人事室
	6	女性教員のキャリア形成支援として、力量形成の機会や場の積極的な提供とともに管理職の登用試験受験や研修参加に関わる所属長による声かけの工夫を行います。	女性教員の管理職選考試験への受験の奨励促進。	女性教員の管理職選考試験への受験の奨励促進を図り、令和5年度の市立小中学校の管理職の内訳は以下のとおりである。 【市内小中学校の教頭、校長の男女内訳】 小学校 教頭 男21人 女3人（女性13%） 校長 男12人 女12人（女性50%） 中学校 教頭 男11人 女1人（女性8%） 校長 男9人 女3人（女性25%）	B	定年退職や再任用の任期満了が近い管理職が多く、世代交代が進んでいく中で、管理職候補の人材育成を今後も継続的に進めていく必要がある。	管理職候補の人材育成を今後も継続的に進めていくことが課題であるが、その中でも将来の管理職候補として首席・指導教諭登用へ積極的に声かけを行うなど、女性教員のキャリア形成支援を推進する。	女性教員の管理職選考試験への受験の奨励促進。 ミドルリーダーの女性教員に対し、校内で中心的役割を担わせる等、学校運営力の育成。	学務課

(3)女性の能力開発とリーダー育成	7	審議会等に参画し活躍できる女性や男女共同参画に関わる活動を促進するような講座等を実施します。	学習機会の提供として、ふらっと市民セミナーで女性の能力開発やリーダー育成につながる講座を実施する。	ふらっと市民セミナーの実施 タイトル：「職場でのコミュニケーションスキル」～アサーティブトレーニング2回連続講座～ 第1回：令和5年7月30日 テーマ：アサーティブトレーニング理論編 第2回：令和5年8月6日 テーマ：アサーティブトレーニング実践編 募集人数：50人 参加者数：35人（男性4人、女性31人） 一時保育：有	B	参加者へのアンケート調査においては、「理論とロールプレイを1日で開催するセミナーが多い中で、2日間にわたって丁寧に教えてもらえて充実した。」「また受講したい」など参加者からは高評価の感想が多く見られるが、より幅広い年代の方に参加いただくことが課題である。	ふらっと市民セミナーの周知方法につきましては、内容に応じてターゲットを絞り、チラシの配架やSNS等の発信について検討が必要である。	男女が生涯を通じて男女平等の意識を高め、参画し活躍できるよう、学習機会の提供として、引き続き、ふらっと市民セミナーを実施し、アンケートをもとにニーズにあった内容の展開に努める。	人権・男女共同参画課
	8	女性が企画力、表現力など様々な能力を身に付けてエンパワメントするための啓発事業などに取り組みます。	ふらっと市民セミナーを通して女性が、誠実・率直・対等・自己責任の4つの柱と権利意識をベースに、自他ともに尊重するアサーティブコミュニケーションの推進を図る。	ふらっと市民企画の実施 タイトル：「親が学ぶ現代の性教育～子どもの前に親が知ろう「生と性」～」 参加者数：17人（男性1人、女性16人）	B	より幅広い年代の方に啓発を行うことが課題である。	より幅広い年代の方に啓発を行うために、啓発方法の見直しをすることが必要である。	国際女性の日（毎年3月8日）に合わせ、広報やホームページ等で女性がエンパワメントするための啓発に取り組む。	人権・男女共同参画課

## 第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進

課題 2 .地域における男女共同参画の促進

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)地域活動で男女が活躍する環境づくり	9	自治会や地域協働協議会等の地域団体における活動において女性が積極的に参加できるよう環境整備を進めます。	男女ともに地域の活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載するなど、積極的なPRを行う。	地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載 (地域協働協議会) R 5.4 第五校区 R 5.7 西校区 R 5.11 啓明校区 R 6.2 中央校区	B	活動の担い手が固定化されており、自治会長など特定の役員に役割の負担が集中している。	地域活動への理解を深め、男女ともに地域の活動に参加してもらえるよう、具体的な地域の取組について、引き続き積極的にPRを行う。	男女ともに地域の活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載するなど、積極的なPRを行う。	市民活動振興室
	10	リタイア後の市民が地域活動に参加するきっかけとなるよう情報発信を行います。	リタイア後に各種活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動や市民活動センターが実施する各種事業のPRを行う。	地域協働協議会や市民活動センターの活動を市広報誌に掲載 (地域協働協議会) R 5.4 第五校区 R 5.7 西校区 R 5.11 啓明校区 R 6.2 中央校区 (市民活動センター) R 5.4からR 6.3 広報ねやがわに各種事業を掲載	B	活動の担い手が固定化されており、新たな担い手の発掘に苦慮している。	地域活動への理解を深め、リタイア後の世代にも地域の活動に参加してもらえるよう、具体的な地域の取組について、引き続き積極的にPRを行う。	リタイア後に各種活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動や市民活動センターが実施する各種事業のPRを行う。	市民活動振興室
			6保育所のうち6カ所の市立保育所において地域の高齢者の方々と交流会を行います。	6保育所のうち6カ所 ・地域交流事業として、知識・経験を有する方から畑づくりの指導を受けた。 ・高齢施設へ出向き、伝承遊びを楽しんだ。	B	市立保育施設に地域の高齢者等を招いて児童と交流していただき、地域活動での世代間の交流を促進する。	引き続き、地域活動での世代間の交流を促進するため、市立保育施設に地域の高齢者等を招いて児童と交流する機会を提供する。	市立保育施設における交流会を行います。	保育課
			様々なライフステージにおいて、誰もが自らの健康づくりを含め主体的に取り組むための、ふらっと市民セミナーの実施。	ふらっと市民セミナー シネマの実施 タイトル：人生、いろいろ 参加者数：54人(男性6人、女性48人)	A	募集人数に対して、参加者が70%以上(申込90%)となっているが、男性の方の参加が少ないことが課題である。	リタイア後の市民が、様々な地域活動に参加できるきっかけとなる機会の提供の見直しを行う。	リタイア後の市民が、様々な地域活動に参加できるきっかけとなる機会の提供の充実を図るため、他市の状況調査を行う。	人権・男女共同参画課
	11	男女共同参画推進センターの登録団体の市民企画事業を支援するとともに、他の団体との相互交流などにより、男女共同参画に関わる市民活動の広がりを推進します。	男女共同参画の実現に向けた交流活動を通じ、幅広いネットワークづくりの推進のため ・ふらっと連絡会事業の実施 ・「人として当たり前」に生きる権利を考えるつどいの実施	・ふらっと連絡会支援事業 日程：令和6年2月7日(予定) テーマ：男女共同参画の基本と寝屋川市での取組 ・「人として当たり前」に生きる権利を考えるつどい」で男女共同参画推進センター登録団体の活動に関する展示を実施	A	男女共同参画推進センターの登録団体の活動の活性化を図り、市民活動の広がりを推進していく必要がある。	男女共同参画推進センターの登録団体間の連携強化を進め、自主活動の活性化を図るとともに、団体間のネットワークの強化に取り組む。	男女共同参画の実現に向けた交流活動を通じ、市民活動の広がりを推進するため ・ふらっと連絡会事業の実施 ・「人として当たり前」に生きる権利を考えるつどい」の実施	人権・男女共同参画課
(2)子育て世代が活躍できる地域社会づくり	12	育児中の保護者による主体的な育児サークルの立ち上げと活動支援を行い、子育て世代の仲間づくりを推進します。	子育てリフレッシュ館において育児サークルの活動支援を行い、子育て世代の仲間づくりを推進する。	子育てリフレッシュ館で開催するイベントの中で、保護者同士の交流会を複数回開催し、仲間づくりの促進を行った。 子育てリフレッシュ館では、育児サークルミーティングルームを無料で貸し出ししており、ラット特設サイトで紹介ページを作成、周知を行った。	B	市民へ更なる周知、推進を行っていく必要がある。 また、庁内に向けても子育てリフレッシュ館がこのような取組を行っていることを周知、共有していく必要がある。	市民の目につきやすいチラシをリニューアルし、子育て支援施設等に配架する。 子育て世代という比較的若い年齢層に向け、ホームページやSNSでの情報発信を積極的に行っていく。	保護者同士の交流をより推進していけるよう、子育てリフレッシュ館主催での交流会の開催や、LINEグループや育児サークル結成の促進を行っていく。	子育てリフレッシュ館
	13	シルバー世代や子育て世代が交流し、ともに地域で活動するためのきっかけづくりを行います。	シルバー世代や子育て世代が地域の活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載するなど、積極的なPRを行う。	地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載 (地域協働協議会) R 5.4 第五校区 R 5.7 西校区 R 5.11 啓明校区 R 6.2 中央校区	B	特に、子育て世代が地域活動に関心を持ってもらうことに苦慮している。	幅広い世代に地域の活動に関心を持ち、参加してもらえるよう、具体的な地域の取組について、引き続き積極的にPRを行う。	シルバー世代や子育て世代が地域の活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載するなど、積極的なPRを行う。	市民活動振興室
所管する指定管理者によるフェットエスポールや学び館フェスタ等の催しの実施をし、世代間交流等を促進する。			指定管理者によるフェットエスポールや学び館フェスタ等の催しを通じたネットワークづくりの促進事業を開催した。 【自主事業参加者数】見込 学び館：11,227人 エスポール：62,000人	A	参加者アンケート結果の分析を行い、既存事業の再考や新規事業を実施する必要がある。	定期的に指定管理者との意見交換・情報共有する機会を設け、事業内容等について引き続き検討していく。	世代間交流施設をにうエスポールや学び館を利用し、所管する指定管理者によるフェットエスポールや学び館フェスタ等の催しを実施し、地域で活動するためのきっかけづくりとして、交流の場所及び機会の提供を行う。	社会教育課	

### 第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進

課題 3 .働く分野における男女共同参画の推進

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	14	事業所に対して「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」を始めとする労働関連法や制度の情報提供を行います。	国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供を漏れなく配架することで、広く多くの方が知り得る環境を整備する。	国、大阪府からの制度改正に係るリーフレット等による情報提供を受け、産業振興センターに配架・掲示。	B	引き続き、取組を継続する必要がある。	法改正等に留意し、関係機関に対して情報収集を行う。	国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供を漏れなく配架・掲示することで、広く多くの方が知り得る環境を整備する。	産業振興室
			国、大阪府からのリーフレット等による講座や研修の情報提供を行う。	国、大阪府からの「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」をはじめとする労働関連法や制度に関する情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所に提供。	B	情報提供は寝屋川事業所人権推進連絡会に限定されることから、市内の事業所に情報提供を行う必要がある。	市内の事業所に対し、ホームページや広報誌で、情報発信を行っていく必要がある。	国、大阪府からの情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所をはじめとし、関係機関へ適切に情報提供を行う	人権・男女共同参画課
	15	雇用や待遇等に関する問合せに対応する窓口を設けて、労働者の相談の機会を確保します。	国、大阪府及び労働関係機関が実施する労働相談への誘導	相談内容に応じ、国、大阪府及び労働関係機関が実施する労働相談へ誘導。	B	引き続き、取組を継続する必要がある。	引き続き、取組を継続する必要がある。	・国、大阪府及び労働関係機関が実施する労働相談への誘導	産業振興室
(2)市職員の配置における男女平等の推進	16	性別によって職域を限定することなく、女性職員の職域拡大、キャリア形成につながる配置を行います。	業務運営の状況等に応じた人員配置の実施	令和5年度において、性別によるのではなく、業務運営の状況等に応じた人事異動（R5.4/1,5/8,5/18,6/1,6/21,8/1,9/1,10/1付）を実施した。	B	性別を意識した異動は行わず、業務運営の状況等に応じた異動を実施する。	引き続き、性別を意識した異動は行わず、業務運営の状況等に応じた異動を実施する。	業務運営の状況等に応じた人員配置の実施	人事室
	17	管理職員に対して、業務の分担等において性別による思い込みを排除した男女平等を推進する意識付けを行います。	業務運営の状況等に応じた人員配置の実施	令和5年度において、性別によるのではなく、業務運営の状況等に応じた人事異動（R5.4/1,5/8,5/18,6/1,6/21,8/1,9/1,10/1付）を実施した。	B	性別を意識した異動は行わず、業務運営の状況等に応じた異動を実施する。	引き続き、性別を意識した異動は行わず、業務運営の状況等に応じた異動を実施する。	業務運営の状況等に応じた人員配置の実施	人事室
	18	就労等に関する情報提供と相談体制の確保を行います。	・ハローワーク等のリーフレット等による情報提供 ・地域就労支援センターによる就職困難者を対象とした就労相談の実施（週2回） ・出張マザーズコーナーの開設（月2回） ・子育て世代の仕事探し応援事業の実施（就職面接会等を年2回）	・ハローワーク等の求人に係るリーフレット等による情報提供 ・地域就労支援センター 【相談件数】60件（男性48人、女性12人）（見込み） ・出張マザーズコーナー 【相談件数】40件（見込み） ・子育て世代の仕事探し応援事業 セミナー 6人（見込み） 相談会 4人（見込み） 就職面接会 延べ38人（見込み）	B	利用者が減少傾向にあるので、周知を図り、引き続き、取組を継続する必要がある。	法改正等に留意し、関係機関に対して情報収集を行う。	・ハローワーク等のリーフレット等による情報提供 ・地域就労支援センターによる就職困難者を対象とした就労相談の実施（週2回） ・出張マザーズコーナーの開設（月2回） ・就職面接会等就労支援イベントの開催（年2回）	産業振興室
			就労支援の現状や動き出すための準備等、就職活動の実践的なスキルアップのための、ふらっと市民セミナーの開催や、ハローワーク等の求人情報や関係機関からのリーフレット等による情報提供を行う	ふらっと市民セミナー タイトル：女性のための再就職・転職応援講座 募集人数：70人 参加者数：19人（女性19人）	B	再就職に限らず、多様な働き方への支援として相談体制の確保を行うことが課題である。	相談体制の確保を図り、相談者へ寄り添う相談業務に努める必要がある。	女性の相談員による心の悩み相談、男性の相談員による心の悩み相談を実施し、相談業務の適切な運営に努めてまいります。	人権・男女共同参画課

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(3)多様な働き方への支援	19	起業等を希望する人に対して、講座の開催や創業支援事業を通じた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、大阪府、関係機関等からの情報提供</li> <li>・創業希望者に対する経営相談及びセミナーの開催</li> <li>・産業振興に関する連絡調整会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、大阪府、関係機関等からの情報提供</li> <li>・各セミナーの実施 【タイトル】 創業支援セミナー 【内容】 市内での起業を目指す方に、起業に必要な基礎知識、事業計画の立て方などを学んでいただくセミナー 【参加者数】21人（うち、女性8人）</li> <li>・経営支援アドバイザーによる経営相談（創業支援を含む）の実施 【相談件数】588件（うち、女性176件）</li> <li>※令和5年11月30日時点</li> <li>また、セミナー・経営相談による支援を受けた創業希望者に対する補助金について、最大20万円から最大50万円（補助率：対象経費の2分の1）に拡充を図った。 （参考）申請件数15件（うち、女性9件）</li> <li>・産業振興に関する連絡調整会議</li> </ul>	A	創業希望者のニーズは依然高く、創業希望者への支援を引き続き取り組んでいく必要がある。	引き続き、取組を継続する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、大阪府、関係機関等からの情報提供</li> <li>・創業希望者に対する経営相談及びセミナーの開催</li> <li>・創業・商店街等出店応援事業補助金による支援</li> <li>・産業振興に関する連絡調整会議の開催</li> </ul>	産業振興室
			多様な働き方によって、一人ひとりが自分の持ち味を生かし創業・起業するきっかけを学ぶため、ふらっと市民セミナーの開催。	ふらっと市民セミナー タイトル：自分らしくやりたいことを仕事に～洋裁教室を開くまで～ 参加者数：16人（男性1人、女性16人）	B	参加者へのアンケート調査において、参加者の90%が「セミナーの内容に満足している」を選択し、「実体験の話を書くことが出来てよかった」「今後について考えなければいけないと思った」など参加者からは高評価の感想が多く見られるが、より幅広い年代の方に参加いただくことが課題である。	ふらっと市民セミナーの周知方法につきましては、ターゲット、配架先、内容について検討を行う。なお、学生向けのセミナーに関しては、市内大学での配布も行う。	多様な働き方によって、一人ひとりが自分の持ち味を生かし創業・起業するきっかけや自分の選択肢を増やすきっかけとするため、ふらっと市民セミナーを開催する。	人権・男女共同参画課
(4)市職員の多様な働き方の推進	20	職員一人ひとりが自分のライフスタイルに合わせた柔軟で効率的な働き方ができる取組を推進します。	引き続き、フレックスタイム制の活用を推進する。	フレックスタイム利用率 92.0%（令和5年4月～8月）	A	柔軟で効率的な働き方を推進するために、フレックスタイム利用率を維持する。	引き続き、フレックスタイムの取得を促進していく。	フレックスタイム制の活用を推進する。	人事室
(5)職場におけるハラスメントの防止	21	市職員及び教職員間のあらゆるハラスメントの予防啓発とともに、ハラスメント事案発生時の対応や相談体制を整備します。	新任管理職を対象にハラスメント防止研修を実施する。	ハラスメント防止研修の実施 日時：令和5年8月1日～8月31日 オンライン研修のため時間指定なし 対象者：新任管理職（42人） 受講者数：41人	A	研修を確実に受講させ、管理職がハラスメントに対して正しい認識を持つ必要がある。	引き続き、ハラスメント防止に関する研修を実施する。	新任管理職を対象に、ハラスメント防止に関する内容を含んだ労務管理研修を実施する。	人事室
			寝屋川市ハラスメント及び行政内部管理上の危機事象に関する防止対策指針に基づき、ハラスメントの相談・通報に対し適切に対応する。	被害者本人又は匿名による通報・相談に基づき、下記のとおり調査・対応を行った。 令和5年度において2件の事案に対応し、そのうちハラスメントとして認定したものは無いが、事案の発生課に対する是正勧告を1件実施した。（令和5年12月1日時点）	A	特に男女共同参画の視点からの課題はない	特に男女共同参画の視点からの改善点はない	寝屋川市ハラスメント及び行政内部管理上の危機事象に関する防止対策指針に基づき、ハラスメントの相談・通報に対し適切に対応する。	監察課
			ハラスメント防止指針に基づいたハラスメントの予防啓発及びアンケート調査の実施、管理職へのヒアリングや関係課との連携の推進。	ハラスメント防止に向けた管理職に対する研修を実施するだけでなく、全教職員へアンケート調査を実施し、その結果をもとに各校長へのヒアリングを実施することで、ハラスメントの未然防止を図った。また、関係課と情報共有し、連携を推進した。	A	ハラスメント未然防止については、今後も継続的に研修や意識の啓発に向けた呼びかけを継続して実施していく必要がある。	・ハラスメントの状況を把握するため、全教職員へアンケートを実施する。 ・ハラスメントの防止につなげるため、学校へのヒアリングを実施する。	ハラスメント防止指針に基づいたハラスメントの予防啓発及びアンケート調査の実施、該当教職員及び管理職へのヒアリングや関係課との連携の推進。	学務課
教職員を対象にした、ハラスメント防止についての研修を実施する。	人権教育研修「ハラスメント防止」の実施 テーマ：ハラスメントを許さない組織づくりについて 実施方法：オンライン実施 対象者・参加者数：市内幼小中学校園教職員 36名	A	研修内容について、受講者の86.1%が満足し、97.2%が今後の実践に活かしていけると回答した。感想としては、「ハラスメントを未然に防ぎ、児童や職場の方より良い関係を築いていきたい。」「日々ハラスメントの芽をつみ、ハラスメントを許さない環境を作りたい。」といった感想があった。 今後も、教職員のハラスメント防止に対する理解が深まるよう実施内容・形態等を工夫し、研修を実施していく必要がある	・継続して研修を実施することでハラスメント防止についての意識の向上を引き続き図っていく。 ・受講者が自分ごととしてとらえることができるよう、研修内容を工夫する。	引き続き、教職員を対象にした、ハラスメント防止についての研修を実施する。	総合教育研修センター			

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
	22	事業所に対して、あらゆるハラスメント防止のための配慮や措置義務に関する情報提供を図ります。	国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供	国、大阪府等からの労働相談に係るリーフレット等による情報提供を受け、産業振興センターに配架。	B	引き続き、取組を継続する必要がある。	法改正等に留意し、関係機関に対して情報収集を行う。	・国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供	産業振興室
			寝屋川事業所人権推進連絡会を通じて、関係機関が作成するリーフレット等による周知・啓発を実施する。	・あらゆるハラスメント防止のための配慮や措置義務に関する情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所に提供。	B	情報提供は寝屋川事業所人権推進連絡会に限定されることから、市内の事業所に情報提供を行う必要がある。	市内の事業所に対し、ホームページや広報誌で、情報発信を行っていく必要がある。	・国、大阪府からの情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所をはじめとし、関係機関へ適切に情報提供を行う	人権・男女共同参画課

第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進

課題 4 .仕事と生活の調和の実現

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)仕事と子育ての両立支援	23	待機児童ZEROプランRや放課後児童対策事業の充実を通じて、仕事を持つ保護者が仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます。	待機児童ZEROプランRを推進し、保育士を確保することによって保育環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童受入促進事業</li> <li>・保育士処遇改善事業</li> <li>・保育士宿舍借り上げ支援事業</li> <li>・保育士広域募集支援事業</li> <li>・潜在保育士就職促進事業</li> <li>・保育士試験受験料支援事業</li> <li>・ねやがわ保育セミナーの開催</li> <li>・中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業</li> <li>・保育士倶楽部事業</li> <li>・待機児童ZEROプランRのPR</li> <li>・待機児童ZEROプランR推進会議</li> </ul>	A	保育を必要とする全ての保護者が仕事と子育てとの両立ができる環境整備を進める。	保育を必要とする全ての保護者が仕事と子育てとの両立ができる環境整備を進めるため、引き続き、保育士の確保に努める。	待機児童ZEROプランR6を推進し、保育士の確保策を実施することによって保育環境の充実を図ります。	保育課
			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">指標：通年保育所等利用待機児童数</td> </tr> <tr> <td>令和2年度実績値</td> <td>第5期プラン目標値</td> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>0人を維持</td> </tr> </table>						
	指標：通年保育所等利用待機児童数								
	令和2年度実績値	第5期プラン目標値							
	0人	0人を維持							
	24	多様な保育ニーズに対応した一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の供給体制の確保を行います。	核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代を担う児童の健全な育成を支援するとともに、仕事を持つ保護者等が安心して仕事と子育てを両立できる環境整備を推進します。	留守家庭児童会については、入会希望の児童を受け入れることができ、保護者が安心して仕事と子育てを両立できる環境を提供できた。	A	次年度以降についても入会希望の児童を受け入れることができるよう努める。	安全安心な保育を提供するため施設整備の維持管理や指導員の資質向上を図り、更なる保育環境の充実に努める。	留守家庭の児童の入会など、次代を担う児童の健全な育成を支援するとともに、仕事を持つ保護者等が安心して仕事と子育てを両立できる環境整備を推進します。	青少年課
			一時預かり事業について、アンケートを実施し、利用者の意見を徴取する。また、登録時に行う面談についてはオンライン面談も活用して、利用者が登録しやすいように支援する。ファミリー・サポート・センター事業について、説明会等を実施し、会員数の増加を目指す。	利用者満足の向上に資するため、アンケートを実施した。また、オンラインを活用した面接を実施し、利便性の向上に寄与した。ファミリー・サポート・センター事業においても、オンライン方式による面接の実施により、会員数の増加に寄与した。	A	供給体制の確保に取り組む必要がある。	ホームページやチラシを活用して事業を周知することを通じ、引き続き供給体制の確保に取り組む。	一時預かり事業について、アンケートを実施し、利用者の意見を徴取する。また、登録時に行う面談についてはオンライン面談も活用して、利用者が登録しやすいように支援する。ファミリー・サポート・センター事業について、説明会等を実施し、会員数の増加を目指す。ホームページやチラシを活用して事業の周知を行う。	子育てリフレッシュ館
	25	事業所に対して、労働者に対する両立支援施策や一般事業主行動計画の策定に向けた情報提供を行います。	・国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供	・国、大阪府等からの労働施策に係るリーフレット等による情報提供を受け、産業振興センターに配架。	B	引き続き、取組を継続する必要がある。	法改正等に留意し、関係機関に対して情報収集を行う。	・国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供	産業振興室
			・事業所人権推進連絡会を通じて、関係機関が作成するリーフレット等による周知・啓発の実施	国・大阪府等からのリーフレット等による情報提供を受け、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所に提供。	B	情報提供は寝屋川事業所人権推進連絡会に限定されることから、市内の事業所に情報提供を行う必要がある。	市内の事業所に対し、ホームページや広報誌で、情報発信を行っていく必要がある。	国、大阪府からの情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所をはじめとし、関係機関へ適切に情報提供を行う	人権・男女共同参画課
	26	庁内及び事業所における労働者、特に男性労働者の育児休業取得の促進に向けた取組を推進します。	育児休業取得職員に対して、通信教育講座及びeラーニングの情報提供及び推進をします。	産前産後休暇・育児休業取得職員に対し、通信教育講座及びeラーニングの情報提供及び推進をした。対象者：産前産後休暇・育児休業取得者29人	A	男性の育児休業取得率の目標が引き上げられることから、更なる育児休業取得促進を行う必要がある。	育児休業者に対する正規職員配置のための職員採用を実施する。	職員が安心して出産・育児を迎えられるよう、長期の育児休業取得者に対して、原則、正規職員を配置する。	人事室
			国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供を漏れなく配架することで、広く多くの方が知り得る環境を整備する。	・国、大阪府等からの労働施策に係るリーフレット等による情報提供を受け、産業振興センターに配架。	B	引き続き、取組を継続する必要がある。	法改正等に留意し、関係機関に対して情報収集を行う。	国、大阪府等からのリーフレット等による情報を漏れなく配架・掲示することで、広く多くの方が知り得る環境を整備する。	産業振興室
			寝屋川事業所人権推進連絡会を通じて、関係機関が作成するリーフレット等による周知・啓発を実施する。	男性労働者の育児休業取得に関する情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所に提供。	B	情報提供は寝屋川事業所人権推進連絡会に限定されることから、市内の事業所に情報提供を行う必要がある。	市内の事業所に対し、ホームページや広報誌で、情報発信を行っていく必要がある。	国、大阪府からの情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所をはじめとし、関係機関へ適切に情報提供を行う	人権・男女共同参画課

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(2)仕事と介護の両立支援	27	介護に関する相談に対応し、適切な介護サービスの利用や家族介護支援事業の活用を推進します。	適切な介護サービスの利用等につなげるよう、徘徊高齢者発見支援メール事業、地域包括支援センターにおける総合相談を実施する。	①徘徊高齢者等発見支援メール事業 登録者数：43人（見込み） ②地域包括支援センター 総合相談件数：11,352件（見込み）	B	相談に適切な対応ができるよう地域包括支援センターの資質の向上を図っていく必要がある。	在職期間の長い地域包括支援センター職員の処遇改善を図り、より一層地域に根差した活動を推進していく。	各中学校区に設置する地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談、権利擁護に取り組む。	高齢介護室
	28	男性介護者交流会への参加促進を行い、男性介護者の孤立化防止と介護負担を軽減するための社会資源活用を支援します。	男性介護者交流会の活動に関する会場確保、広報について支援する。	男性介護者交流会 開催回数：4回（見込み） 延べ参加人数：9人（見込み）	A	男性の介護者が抱える悩みや介護負担について、男性の視点にたった観点から相談できる場があることをいかに多くの市民に知ってもらかが大事であり、積極的に周知していく必要がある。	家族介護者向けの情報を市ホームページに掲載していくことで、資源活用を支援し、介護負担の軽減を図っていく。	家族介護者向けの情報を市ホームページに掲載していくことで、資源活用を支援し、介護負担の軽減に努める。	高齢介護室
父親の育児参画促進が図られるよう、情報提供を行うとともに、切れ目なく支援します。	29	父親の育児参画促進が図られるよう、情報提供を行うとともに、切れ目なく支援します。	「ねやCoCoアプリ(母子健康手帳アプリ)」を運用し、家族間で子どもの成長記録や子育て情報をアプリ上で共有することで、父親の育児参加を促進する。	子育て情報の配信、子どもの成長記録の管理及び家族間での共有などの機能を有する「ねやCoCoアプリ(母子健康手帳アプリ)」を令和5年10月3日に導入し、妊娠届出時等に周知を図った。 ※ねやCoCoアプリ登録者数：2883件（令和6年1月末現在）	A	ねやCoCoアプリ(母子健康手帳アプリ)の登録ユーザー数の増加を目指すとともに、家族間での共有機能を活用いただき、父親の育児参加のさらなる促進につなげていく。	引き続き、市ホームページへの掲載や子育て世代の市民に対する周知用チラシの配布及び乳幼児健康診査会場における周知など、子育て世代にアプリ及び各種機能のPRを継続していく。	「ねやCoCoアプリ(母子健康手帳アプリ)」を運用し、家族間で子どもの成長記録や子育て情報をアプリ上で共有することで、父親の育児参加を促進する。 ねやCoCoアプリ(母子健康手帳アプリ)の周知を行う。	子育て支援課
			はぐみベビー・マタニティクラスについて、開催日時等を周知し、妊婦とその家族が参加しやすい環境をつくる。	市広報やホームページを通じて、情報提供を実施し、定員に達する参加者数により教室を開催した。 また、今年度から「新米パパママの（ふたりで子育て）講座」や父親も参加しやすいクッキング講座を開催している。  令和5年度実績（令和5年11月末現在） はぐみベビー 年36回開催、参加者数：222人（男性105人 女性117人） マタニティクラス 年12回開催、参加者数：69人（男性8人 女性61人） 新米パパママの（ふたりで子育て）講座 11月開催 参加者数：10人（男性5人 女性5人） リラットキッチン～週末クッキング～（パパ歓迎） 11月開催 参加者数：6人（男性3人 女性3人）	A	引き続き父親の育児参加促進に寄与するよう、開催方法の工夫に取り組む必要がある。	引き続き開催を継続していく。また、市広報やホームページを通じた情報提供も引き続き行う。	はぐみベビー・マタニティクラス等各講座について、開催日時等を周知し、妊婦とその家族が参加しやすい環境をつくるとともに、市広報やホームページを通じた情報提供を行う。	子育てリフレッシュ館
	妊娠期から夫婦が協力して子育てに取り組めるようオンライン講座を開催する。また、多胎児家庭交流会において父親同士の交流会や母親同士の交流会を開催する。	1. オンライン講座(Co育てプロジェクト)の開催 テーマ：子育てに関するコミュニケーションの取り方 開催回数：1回 参加者数：計6組  2. 多胎児家庭交流会の開催 開催回数：3回（3回目実施予定） 参加者数：計39人（男性7人 女性13人）	A	オンライン講座及び多胎児家庭交流会とも、多くの子育て世代や多胎児家庭に参加をいただくことができた。 多胎児家庭交流会においては、育児の担い手である父親と母親の間に格差をつけないという視点に立ち、「パパとママ混合の交流会」を初めて試みた。結果、アンケートで参加者の9割から満足が得られた。一方、父親の参加者が母親の約2分の1と父親の参加率は低い状態であるため、引き続き父親同士の仲間づくりや父親の積極的な育児参加につなげていきたい。	ねやCoCoアプリの予約機能を活用して、より簡易に参加申込ができるよう改善を図るとともに、父親が参加しやすい開催日程を検討していく。	オンライン講座や多胎児家庭交流会の開催において、ねやCoCoアプリの予約機能を活用し、簡易に参加申込ができるよう改善を図るとともに、父親が参加しやすい開催日程を検討する。	子育て支援課		

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(3)男性の家事・子育て・介護等への参画促進	30	父親が参加しやすい育児講座や保護者の交流機会の拡充により、父親同士の仲間づくりを促進します。	はぐみベビー・マタニティクラスについて、開催日時等を周知し、妊婦とその家族が参加しやすい環境をつくる。	市広報やホームページを通じて、情報提供を実施し、定員に達する参加者数により教室を開催した。 また、今年度から「新米パパママの（ふたりで子育て）講座」や父親も参加しやすいクッキング講座を開催している。  令和5年度実績（令和5年11月末現在） はぐみベビー 年36回開催、参加者数：222人 （男性105人 女性117人） マタニティクラス 年12回開催、参加者数：69人 （男性8人 女性61人） 新米パパママの（ふたりで子育て）講座 11月開催 参加者数：10人 （男性5人 女性5人） リラットキッチン～週末クッキング～（パパ歓迎） 11月開催 参加者数：6人	A	引き続き父親の育児参加促進に寄与するよう、開催方法の工夫に取り組む必要がある。	引き続き開催を継続していく。また、市広報やホームページを通じた情報提供も引き続き行う。	はぐみベビー・マタニティクラス等各講座について、開催日時等を周知し、妊婦とその家族が参加しやすい環境をつくるとともに、市広報やホームページを通じた情報提供を行う。	子育てリフレッシュ館
	31	男性が家事の知識や技術を身に付ける講座の開催及び各種団体への支援を行います。	所管する指定管理者に、家事の知識や、技術を身につける講座等を開講してもらう。	1 講座名：夏休み親子パン教室 8月16日（水） 参加人数：33名（うち男性6名）  2 講座名：漬け物づくり体験教室 12月3日（日） 参加人数：25名（うち男性5名）  ・学び館 見込 大人の健康料理教室 開催回数：6回 参加者数：30人（女性18人、男性12人） ・エスポアル見込 やさしいパンづくり 開催回数：3回 参加者数：47人（女性43人、男性4人） 楽しいパンづくり 開催回数：3回 参加者数：48人（女性45人、男性3人） 初心者の魚料理教室 開催回数：2回 参加者数：32人（女性25人、男性7人） 簡単そば打ち体験 開催回数：2回 参加者数：32人（女性24人、男性8人）	B	男性の参加割合は低く、参加者の多くが高齢者であるため、幅広い年齢層が参加できるように取り組む必要がある。 働く世代の男性は土日開催の方が参加しやすい。一方で子育て世代の女性からは平日開催希望の意見もあり、日程調整には配慮が必要である。	現地での講座開催に併せてリモートでのライブ配信を行うなど、若年層が参加しやすい取り組みを進める。また当日に参加できない方でも視聴できるよう、ホームページにライブ映像を公開し、男性の参加意欲の向上につなげる。	市民活動センターにおいて、男性が参加しやすい家事に関する講座等を開催する。	市民活動振興室
					A	幅広い世代の参加促進を図るため、メニューの拡充等が必要がある。	人気のある講座は、回数を増やすなどの対策を行う。	所管する指定管理者に、家事の知識や、技術を身につける講座等を引き続き開講してもらう。	社会教育課

第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート

基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保

課題1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための意識の浸透	32	女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎とした暴力のない社会づくりの啓発を推進します。	女性に対する暴力をなくす運動週間にあわせて啓発活動や考えるきっかけとなるよう、引き続き、ふらっとねやがわにおけるパネル展示や、ふらっと市民セミナーの実施などの推進に努める。	女性に対する暴力をなくす運動週間（令和5年11月12日～25日） ・広報誌の掲載 ・ふらっとねやがわ及び本庁ピロティでのパネル展示 ・ふらっと市民セミナー タイトル：女性のための護身術～わたしの身を守るWen-Doを学ぼう～ 参加者数：20人（女性20人） ・人権・男女共同参画課での相談の実施 相談件数：35件 ・女性弁護士による法律相談（毎週火曜日） 48回 ・女性の相談員による心の悩み相談（毎週月・水・第3火曜日） 342回 ・女性の相談員による電話相談（毎週金曜日） 52回	B	・ふらっと市民セミナーについて参加者へのアンケート調査において「危険な目にあつたあことはない/今後もあわない方がいいが、いざというときに実践できるようにしたい」など参加者からは項評価の感想が多く見られるが、より幅広い年代の方に参加いただくことが課題である。 ・引き続き、相談先の確保を行う必要がある。	・ふらっと市民セミナーの周知方法につきましては、内容に応じてターゲットを絞り、チラシの配架やSNS等の発信について検討が必要である。 ・引き続き、相談体制の確保を行うとともに、広報誌やホームページでの周知を行う	女性に対する暴力をなくす運動週間にあわせて啓発活動や考えるきっかけとなるよう、引き続き、ふらっとねやがわにおけるパネル展示や、ふらっと市民セミナーの実施、相談事業の実施とともに、より女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるために、ホームページの充実を図る。	人権・男女共同参画課
	33	デートDVを防止するために、若年者を対象にした予防、啓発の取組を進めます。	生命を大切にし、相手の意思を尊重する等の発達段階に応じた人権教育の推進	道徳の授業やディベート教育を通じて、生命の大切さや他者への思いやりを学ぶことができた。	A	発達段階に応じた課題に対応できる教材を準備する必要がある。	道徳の教科書を軸にするとともに、他の教材を積極的に活用する。	生命を大切にし、相手の意思を尊重する等の発達段階に応じた人権教育の推進	教育指導課
			・大阪府、関係機関からのリーフレット等による情報の提供や啓発を広く広報等を活用し周知を図る ・人権ライブラリーの保管・貸出 指標：デートDVの認知度（中学生～大学生） 令和2年度実績値 第5期プラン目標値 中学生 39.5% 100% 高校生 69.2% 大学生 77.9%	・人権ライブラリー全保管数 177本 ・大阪府等からのデートDVに関するリーフレット、啓発カードを公共施設等に配架し市民周知を図った。 ・本庁等4施設的女子トイレにDV相談リーフレットを設置 ・ホームページにて相談事業の周知	B	若年者を対象にした周知啓発においては、その情報伝達方法に工夫を行う必要がある。	継続した取組に努め、はじめ、ホームページやSNS等を活用した市民啓発・周知をより幅広く進めていく	・本庁等4施設的女子トイレにDV相談リーフレットを設置 ・大阪府、関係機関からのリーフレット等による情報の提供や啓発を広く広報等を活用し周知を図る ・人権ライブラリーの貸出事業の周知 ・ホームページの充実を図る	人権・男女共同参画課
(2)暴力に関する相談支援体制の充実	34	女性に対するあらゆる暴力が潜在化しないように、相談体制の周知及び整備を行います。	ふらっとねやがわでの各種相談事業を、広報誌やホームページ等に掲載し、周知啓発に取り組む。 また、情報提供として大阪府で実施する各種相談事業についても合わせて周知啓発に取り組む。	ふらっとねやがわ ・女性弁護士による法律相談（毎週火曜日） 48回 ・女性の相談員による心の悩み相談（毎週月・水・第3火曜日） 342回 ・女性の相談員による電話相談（毎週金曜日） 52回 ・男性の相談員による心の悩み相談（第2水曜日） 12回 ・人権・男女共同参画課での相談の実施 相談件数：35件 ・ホームページにて、大阪府での常設における各種相談の周知	A	相談業務の実施状況の周知・啓発の情報発信の工夫を行うようにする。	メールねやがわの活用、ホームページやSNSを活用した周知を、引き続き取り組んでいく。	ふらっとねやがわでの各種相談事業を、広報誌やホームページ等に掲載し、周知啓発に取り組む。 また、人権・男女共同参画課での相談体制の確保とともに、情報提供として大阪府で実施する各種相談事業についても合わせてホームページ等で周知に取り組む。	人権・男女共同参画課
	35	大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関と連携し緊急事案時の対応体制を強化します。	大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関と連携、情報の提供や共有を図り体制強化に繋げる。	・事案に対して、適宜、関係課及び関係機関と連携し取り組んだ ・人権・男女共同参画課での相談の実施 相談件数：35件	B	引き続き、関係課及び関係機関との連携が必要である	引き続き、関係課及び関係機関との連携が必要である	引き続き、事案のひっ迫性を見極め対応し、大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関との連携強化に努め、情報の提供や共有を図り体制強化に繋げる。	人権・男女共同参画課

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
	36	関係機関と連携を図りながら、DV被害者の緊急一時保護、生活の自立、心のケアなど情報提供及び支援を行います。	DV被害者の支援において、大阪府女性相談センター等と連携し、適時、情報の共有や提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護5件</li> <li>・大阪府女性相談センターや配偶者間暴力相談支援センター等と、適時及び事案に応じて連携を行った。</li> <li>・ふらっと ねやがわ各種相談</li> <li>・女性弁護士による法律相談 (毎週火曜日) 48回</li> <li>・女性の相談員による心の悩み相談 (毎週月・水・第3火曜日) 342回</li> <li>・女性の相談員による電話相談 (毎週金曜日) 52回</li> <li>・男性の相談員による心の悩み相談 (第2水曜日) 12回</li> </ul>	A	相談業務の実施状況の周知・啓発の情報発信の工夫を行うようにする。	継続して、関係課及び関係機関と連携を強固にし、遅滞なく取り組む必要がある。	引き続き、事案のひっ迫性を見極め対応し、大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関との連携強化に努め、情報の提供や共有を図り体制強化に繋げる。	人権・男女共同参画課

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課								
(3)DV等被害者保護と自立支援の推進	37	個人情報保護に関する職員間の認識を共有し、被害者保護のための住民基本台帳事務における措置を徹底します。	「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置 要領」に基づき、適切な対応を徹底する。	住民基本台帳事務における支援措置受理件数（令和5年12月1日現在）寝屋川市84件、他市109件、合計193件	A	DV被害者における適切な支援を行うためには、関係機関及び庁内関係課との連携、情報共有が必要である。	相談や支援を行う関係機関及び庁内関係課と連携しながら対応する。	「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置要領」に基づき、適切な対応を徹底するとともに、相談者に寄り添った丁寧な対応を行う。	市民サービス部 戸籍・住基担当								
			被害者保護等のため、庁内関係各課への支援措置に関する情報提供及び注意喚起を図る。	DV被害者支援連絡会議の実施 日時：令和6年1月30日 テーマ：困難な問題を抱える女性についての「困難女性支援法」	B	DV被害者における適切な支援を行うためには、関係機関及び庁内関係課との連携、情報共有が必要である。	会議の開催を図り、引き続き、関係課及び関係機関との連携を図る。	被害者の立場に立った切れ目のない支援のための、寝屋川市DV被害者支援連絡会議を実施し、連携強化に努める。	人権・男女共同参画課								
	38	DV被害者支援連絡会議を通じた関係課及び関係機関との連携体制を強化します。	被害者の立場に立った切れ目のない支援のための、寝屋川市DV被害者支援連絡会議を年2回実施し、連携強化に努める。	DV被害者支援連絡会議の実施 日時：令和6年1月30日 テーマ：困難な問題を抱える女性についての「困難女性支援法」	B	DV被害者における適切な支援を行うためには、関係機関及び庁内関係課との連携、情報共有が必要である。	会議の開催を図り、引き続き、関係課及び関係機関との連携を図る。	被害者の立場に立った切れ目のない支援のための、寝屋川市DV被害者支援連絡会議を実施し、連携強化に努める。	人権・男女共同参画課								
	39	DV被害者のみならず、子どもに深刻な影響を及ぼすことから、要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点事業等との連携体制を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会及び子ども家庭総合支援拠点事業の実施・連携</li> <li>令和6年度設置予定のこども家庭センターに向けて、令和5年度から子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との一体的相談支援機関の運用</li> <li>スーパーバイザーの招聘</li> <li>関係機関職員向けの専門研修の実施</li> <li>広報誌、ホームページ、ねやがわ子育てナビ等への掲載</li> <li>街頭啓発(・児童虐待防止のリーフレット等の配布)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の開催【実施回数】19回（代表者会議2回、進行政管理会議5回、実務者会議12回）（見込み）</li> <li>子ども家庭総合支援拠点関係課会議の開催【実施回数】1回（見込み）</li> <li>子ども家庭総合支援拠点実務者会議の開催【実施回数】1回（見込み）</li> <li>早期支援につながった件数【件数】59件（見込み）</li> <li>スーパーバイザーの招聘【実施回数】28回（見込み）</li> <li>関係機関職員向けの専門研修の実施【実施回数】2回（11月、2月（見込み））（見込み）</li> <li>広報誌、ホームページ、ねやがわ子育てナビ等への掲載</li> <li>街頭啓発【実施状況】市内四駅前にて啓発物品の配布等の啓発を実施。また、公共施設ののぼり設置及び市内自治会掲示板へのポスター掲示を実施。</li> </ul>	A	虐待対応には一定期間職員が定着して専門性を高めることが必要であるため、29団体等で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に他機関との連携を図っているが、その職務に必要とされる専門性及び知見の蓄積の重要性に鑑み、それぞれの機関の職員について、体系的な研修や、適時・適切なスーパービジョン、OJTが可能な体制が重要である。	29団体等で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に他機関との連携を図るなかで、今後も妊娠期から切れ目のない支援を行っていくため、それぞれの機関の職員について、体系的な研修や、適時・適切なスーパービジョン、OJTが可能な体制が重要であり、ネットワーク機能を十分に活用する。 子ども家庭総合支援拠点事業についても、子どもの施策に関連する関係課との連携を更に深めるため、関係課会議及び実務者会議を開催し、未然防止・早期発見の意識の醸成に努める。 また、街頭啓発及び市民への周知については、ホームページや広報紙の掲載、公共施設でのチラシの配架により、市民に周知している。引き続き、市民の児童虐待に対する意識の醸成に努めていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会（29団体等で構成）を中心に他機関との連携を図るなかで、今後も妊娠期から切れ目のない支援を行う。</li> <li>令和6年度から（仮称）こども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能双方の機能を一体的に運営し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、相談支援を行う。</li> <li>街頭啓発及び市民への周知については、ホームページや広報紙の掲載、公共施設でのチラシの配架により、引続き、児童虐待に対する意識の醸成に努める。</li> </ul>	子どもを守る課								
	40	学校や地域の関係機関を通じて、性犯罪・性暴力被害者のための広報周知を推進します。	大阪府、関係機関からのリーフレット等による情報の提供や啓発を広く広報等を活用し周知を図る。	大阪府・関係機関等の相談事業等をホームページで周知を行った。	B	引き続き、情報提供に取り組む必要がある。	引き続き、大阪府・関係機関等の相談事業等をリーフレットやホームページ等で周知を行う。	大阪府・関係機関等の相談事業等をリーフレットやホームページ等で情報の提供や周知を図る。	人権・男女共同参画課								
			大阪府、関係機関からのリーフレット等による情報提供	大阪府、関係機関等から提供のあったリーフレット（防犯リーフレット「自分を守るために」大阪府警察×大阪市立デザイン教育研究所発行）等については、執務室内の窓口に配架し、市民への情報提供及び周知を図った。	B	窓口への来訪について、事業者や警察等が多く、周知が可能な市民に限られていることが課題である、	広報誌掲載や市民情報コーナーへのリーフレットの配架など、広く市民への周知を図る。	大阪府、関係機関からのリーフレット等による情報提供を積極的に取り組む。	監察課								
			<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書等を活用した性教育指導の実施</li> <li>スクールカウンセラーを活用した教育相談の実施</li> <li>スクールソーシャルワーカーを活用した、教職員対象の虐待防止研修等の実施及び関係諸機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各中学校区にスクールカウンセラーを配置し、教育相談を実施した。</li> <li>各中学校区で虐待防止研修を実施し、学校の虐待防止に係る意識や対応力の向上を図った。</li> <li>スクールソーシャルワーカーが研修講師となり、各小・中学校において、ケース会議を行う中核となる教員を育成する、ケース会議コーディネーター会を実施した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーを活用した効果的な教育相談と心理教育の事例を蓄積していく必要がある。</li> <li>研修を受講したケース会議コーディネーターが、各小中学校にて、質の高いケース会議を行うことが出来るよう多くの知識を蓄えていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーを活用した教育相談や心理教育の効果的な実施方法を検討する。</li> <li>これまで新型コロナウイルス感染症の影響により、研修をオンラインで行っていたが、対面形式での開催を行うことができた。講義形式だけでなくグループワークがある研修の中で、他校のケース会議など情報を共有する中で質の高い研修を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書等を活用した性教育指導の実施</li> <li>スクールカウンセラーを活用した教育相談と心理教育の充実と啓発</li> <li>スクールソーシャルワーカーを活用した、教職員対象の虐待防止研修等の実施及び関係諸機関との連携</li> </ul>	教育指導課								
			指標：相談できる人が「いない」の割合（小学生～大学生） <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度実績値</th> <th>第5期プラン目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生 11.5%</td> <td rowspan="4">現状より割合を下げる</td> </tr> <tr> <td>中学生 9.5%</td> </tr> <tr> <td>高校生 10.8%</td> </tr> <tr> <td>大学生 15.2%</td> </tr> </tbody> </table>	令和2年度実績値	第5期プラン目標値	小学生 11.5%	現状より割合を下げる	中学生 9.5%	高校生 10.8%	大学生 15.2%							
令和2年度実績値	第5期プラン目標値																
小学生 11.5%	現状より割合を下げる																
中学生 9.5%																	
高校生 10.8%																	
大学生 15.2%																	

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(4)性犯罪・性暴力の予防と被害者支援	41	子どもが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、幼少時からの年齢段階に応じた教育に取り組むとともに、子どものための相談窓口の周知を図ります。	子どもへの暴力防止プログラム（CAP）等の事業を通じて、発達段階に応じた予防教育に取り組む。	<p>子どもへの暴力防止プログラムを下記のとおり実施し、発達段階に応じた予防教育に取り組んだ。また、プログラムの最後に監察課職員が学校へ直接出向き、監察課の取組等の説明を行った。</p> <p>【実施クラス数】※年度末見込み 112クラス（3年生55クラス、6年生59クラス）</p> <p>【実施人数】※年度末見込み 3,142人（3年生1,517人・6年生1,625人）</p>	A	全小学校の3・6年生に実施し、全児童が参加するプログラムであるため、特に男女共同参画の視点からの課題はない。	子どもが主体的に暴力（いじめ、虐待、誘拐、性的暴力等）に対応し、自らの力で防止するための実践的な教育プログラムを実施し、特に小学6年生にはいじめに対する意識を向上させることで未然防止に貢献しており、現状での改善点はない。	子どもへの暴力防止プログラム（CAP）等の事業を通じて、発達段階に応じた予防教育に取り組む。	監察課
			地区人権擁護委員会の相談窓口の周知・啓発活動等の支援や、大阪府、関係機関からのリーフレット等による情報の提供や啓発を広く広報等を活用し周知を図る。	<p>・子どもの人権SOSミニレターを市立小・中学校の全生徒に配布</p> <p>・子どもの人権110番の周知</p> <p>・プライベートゾーン教室「くもくんおしえて」の実施（予定）</p>	A	引き続き、情報提供に取り組む必要がある。	引き続き、関係機関等からのリーフレット等による情報提供や周知啓発に努める。	子どもの人権SOSミニレターの配布、子どもの人権110番含む相談窓口の周知を行うとともに、小学校の依頼に応じてプライベートゾーン教室の周知を行う。	人権・男女共同参画課
	42	SNS等の利用において性被害につながるおそれのある書き込みや危険性について学ぶ予防教育を行います。	情報モラル教育の実施	SNSノートおおさかを活用した情報モラル教育を、小中学生全員に実施するとともに、教職員向けの活用研修を実施し、よりよい活用を行った。	A	発達段階や個々の状況を踏まえ、配慮して取り組む必要がある。	SNSノートおおさかや道徳教材を軸に、引き続き情報モラル教育等を推進する。	・情報モラル教育やデジタルシティズンシップ教育等の実施	教育指導課
			女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動や、ふらっと市民セミナー、パネル展示等を行い、また、関係機関等と連携し広報誌等への掲載や周知を図る。	<p>・ふらっと市民セミナー シネマの実施 タイトル：17歳の瞳に映る世界 参加者：22人（男性2人、女性20人）</p> <p>・パネル展示 タイトル：女性に対する暴力は、なぜ起こるのか～それも、これも暴力です～ 場所：ふらっと ねやがわ及び本庁ピロティ</p> <p>・女性の暴力をなくす運動週間について、広報誌、ホームページにて掲載</p>	B	大人だけではなく、子どもに向けての啓発を行う必要があることが課題である	大阪法務局、大阪府人権擁護委員連合会及びNTTドコモが実施主体となっているスマホ・ケータイ人権教室について、市内小中学校に周知を行う	女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動や、ふらっと市民セミナー、パネル展示等を行うとともに、その他啓発活動の周知や、ホームページの充実を図る。	人権・男女共同参画課
(5)DV被害者支援のための加害者対策	43	加害者対策についての情報収集と理解に努めます。	国・府、関係機関等との連携や、加害者対応マニュアル等について情報の収集を図る。	<p>・加害者対応マニュアルについては、現段階で大阪府の改定がなかったことから更新はしていない。</p> <p>・国、大阪府、関係機関等から情報収集に努めた</p>	B	引き続き、取組を継続する必要がある。	引き続き、加害者対策に関する関係機関からの情報収集に努める。	国・府、関係機関等との連携や、加害者対応マニュアル等についてDV被害者支援連絡会議において情報の収集及び周知を図る。	人権・男女共同参画課

第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート

基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保

課題2.生涯にわたる男女の健康支援

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)生涯の各時期に応じた男女の健康課題への対応	44	男女が互いの身体的性差や健康課題を理解し、自らの心と体の健康について正しい知識を得る機会を提供します。	すこやかサポートブックの配布、各種健康教室の開催等により、男女のライフステージに応じた心身の健康づくりに関する知識や情報提供に努める。	【すこやかサポートブック】 公共施設や市内の医院等に配架、配布し、各世代・性別に応じた保健情報等の提供を行った。 配布部数：10,000部 【ヘルスアップ教室】 乳がんやこころの健康などをテーマとした各種健康教室を8回開催する。 延参加人数117人(12月11日時点)	A	【すこやかサポートブック】 子宮がん・乳がん検診の更なる受診率向上に向け、検診情報等を分かりやすく掲載する必要がある。 【ヘルスアップ教室】 参加者の多くは固定化しており、新たな参加者を一層開拓していく必要がある。	【すこやかサポートブック】 冊子のページ数を増加させ、子宮がん・乳がん検診について分かりやすく掲載し、配布・配架場所等の検討を行う。 また、新たに「がん患者のためのアピアランスケア助成事業」についても掲載し、がん患者の社会復帰促進に繋げる。 【ヘルスアップ教室】 引き続き、SNSでの情報発信やQRコードを載せた案内チラシを広く配布するなど、新たな周知方法に注力する。	子宮がん・乳がんの受診率向上に向けた受診勧奨、健康相談及び各種健康教室の開催等により、男女のライフステージに応じた心身の健康づくりに関する知識や情報提供に努める。	健康づくり推進課
	45	性感染症や薬物依存などに関する知識の普及啓発と予防のための取組を進めます。	「寝屋川市保健所エイズ予防啓発事業実施計画書」に基づき、エイズ予防週間、世界エイズデーを契機として、市民及び関係機関に対して性感染症に関する知識の普及のための啓発活動を実施する。 「寝屋川市保健所におけるHIV等検査実施要領」に基づき無料、匿名でプライバシーに配慮した性感染症の検査の実施、検査前後に正しい知識を得るための健康教育、本人の抱えている悩みの相談ができる機会を提供する。 日頃から窓口として性感染症についての相談を受け付ける。 依存症に関する正しい知識の普及と、相談窓口の周知に努める。	1. エイズ啓発事業の実施 (1)HIV検査普及週間（保健所内ロビー展示） 日時 令和5年5月中旬～6月末日 内容 啓発グッズの配架 (2) エイズ予防週間、世界エイズデー 市民への啓発（市内の施設において啓発物の掲示など） 日時 令和5年11月中旬～令和5年12月末日 対象施設 市役所庁舎、保健福祉センターなど計19箇所 内容 啓発ポスター掲示及び啓発グッズ（ティッシュ等）の配架 イ 市内大学等において啓発物の配布 日時 令和5年11月～令和5年12月末日 対象施設 摂南大学、大阪電気通信大学、大阪公立大学工業高等専門学校 内容 啓発ポスター掲示及び啓発グッズの配架、大学での健康フェアにおける啓発活動（啓発グッズの配布、クイズの実施等） (3) 成人式（参加者への啓発物の配布） 日時 令和6年1月8日 内容 他の啓発物へ併せてティッシュ、HIV/STIチラシ等の封入 2 HIV等検査の実施（R5.11.30時点検査数） (1)HIV検査 84件 (2)梅毒検査 83件 (3)クラミジア検査 72件 3 性感染症についての相談受付（R5.11.30時点相談件数） 18件 4 依存症啓発事業の実施 (1) 成人式（参加者への啓発物の配布） 日時 令和6年1月8日 内容 他の啓発物へ併せて依存症啓発チラシの封入	A	様々な機会を通じて、市民への周知啓発を行っており、引き続き、周知啓発を図っていく必要がある。	今後も大学で健康フェアを実施する際には参加し、啓発を実施していく。 また、関係各機関が把握した市民が相談につながるよう各機関との連携をさらに深める。	「寝屋川市保健所エイズ予防啓発事業実施計画書」に基づき、エイズ予防週間、世界エイズデーを契機として、市民及び関係機関に対して性感染症に関する知識の普及のための啓発活動を実施し、関係各機関との連携をさらに深める。 「寝屋川市保健所におけるHIV等検査実施要領」に基づき無料、匿名でプライバシーに配慮した性感染症の検査の実施、検査前後に正しい知識を得るための健康教育、本人の抱えている悩みの相談ができる機会を提供する。 日頃から窓口として性感染症についての相談を受け付ける。 依存症に関する正しい知識の普及と、相談窓口の周知に努める。	保健予防課

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
	46	男女のライフステージや健康課題に対応した健康相談、健康教育を充実します。	男女のライフステージや健康課題に応じた健康教育等を実施することで、市民が自らの心身の健康について関心を高められるよう支援し、健康増進につなげる。	・すこやかサポートブックの発行 ・健康相談の実施（延べ168件）R6.1.26時点 ・健康教室の開催（22回実施）R5.12末現在（参加363人、男性59人 女性304人） 上記の内容を市広報誌及び市公式ホームページに掲載。また、健康教室の開催についてはSNS、窓口や各種教室でも情報発信した。	A	広報・ホームページ等の現在使用可能な情報発信方法を活用しながら、より対象者に合わせた内容で啓発することが必要。	引き続き、すこやかサポートブックの発行、健康相談の実施、健康教室の開催等について広報・ホームページで情報発信を行い、対象者に合わせた内容で啓発することが必要。	男女のライフステージや健康課題に応じた健康教育等を実施することで、市民が自らの心身の健康について関心を高められるよう支援し、健康増進につなげる。	健康づくり推進課
	47	体力・筋力の維持向上のための健康講座やスポーツ教室の充実やポイント制度による運動習慣継続の動機付けを行います。	運動器の機能向上プログラム等介護予防教室の開催、元気アップ介護予防ポイント事業の実施を通じ、高齢者の活動量増加による介護予防について、支援するとともに普及啓発を図る。	①介護予防教室 延べ開催数：34回（見込み） 延べ参加者数：751人（見込み） ②元気アップ介護予防ポイント事業 登録者数：276人（見込み） 実活動者数：68人（見込み）	B	閉じこもりなどによる高齢者の心身機能の低下（フレイル）が見られているため、コロナ前に取り組んでいた介護予防に加え、フレイル予防の観点を取り入れた内容の事業も行う必要がある。	対面での講座を積極的に実施し、介護予防に資する自主的な活動を促進する。	運動器の機能向上プログラム等介護予防教室の開催、元気アップ介護予防ポイント事業の実施を通じ、高齢者の活動量増加による介護予防について、支援するとともに普及啓発を図る。	高齢介護室
市民体育館の指定管理者や池の里クラブによる、多種多様なスポーツ教室の実施			（池の里） スポーツ教室の数：28教室（前期・後期） 参加者数：延べ7,274人 （令和4年度実績）  （市民体育館）R5（見込） 開催教室数：13教室 参加合計人数：確認中	B	（池の里）参加者の男女比率は、男女ほぼ同数であるが、教室によっては、女性が7割であったり、女性に特化した教室もあるので、女性の参加数が多い。指導者も男1：女3という比率になっている。平日での開催が多いので男性の参加が少ない。  （市民体育館）幼児教室の講師の人手不足が慢性化している。	（池の里）男性の比率が少ないので、平日夜間や休日の教室の開催の検討  （市民体育館）幼児教室の講師の人手不足が慢性化している。	（池の里）スポーツ教室への男性の参加数が少ないので、教室の内容や開催日時等の工夫で男性の参加数の増加をめざす。  （市民体育館）時世に合わせた柔軟な教室運営を行うことで市民の積極的な参加を促していく。	文化スポーツ室	
(2)性と生殖に関する健康と権利の浸透	48	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実とともに、男性に対しても妊娠・出産・育児についての知識を得る機会を提供します。	出産・子育て応援給付金事業における伴走型相談支援を実施するとともに、男性に妊娠・出産・育児の知識の習得につながる機能を活用いただくため、「ねやCoCoアプリ(母子健康手帳アプリ)」を適切に運用する。	出産・子育て応援給付金事業における伴走型相談支援を実施し、面談や申請未実施の対象には、出産応援給付金は妊娠後期、子育て応援給付金は4か月児健診でアプローチを行った。 また、ねやCoCoアプリ(母子健康手帳アプリ)に従来の父子健康手帳の機能を包含することを継続し、男性の育児参加や妊娠・出産・育児の知識習得につなげた。 ※ねやCoCoアプリ登録者数 2883件 （令和6年1月末現在）	A	出産・子育て応援給付金事業における伴走型相談支援を通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ることができおり、今後もより多くの人に各種事業を利用いただけるよう、面談の中で必要な情報提供を行っていく。 また、ねやCoCoアプリ(母子健康手帳アプリ)の登録ユーザー数の増加を目指すことで、男性の育児参加や妊娠・出産・育児の知識習得の機会を提供していく。	子育て世代包括支援センター（SKIP）を中心に妊産婦及び父親に対する妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、子育て世代にアプリ及び各種機能のPRを継続していく。	子育て世代包括支援センター（SKIP）を中心に妊産婦及び父親に対する妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、子育て世代にアプリ及び各種機能のPRを継続していく。	子育て支援課
			はぐくみベビー・マタニティクラスについて、開催日時等を周知し、妊婦とその家族が参加しやすい環境をつくる。	市広報やホームページを通じて、情報提供を実施し、定員に達する参加者数により教室を開催した。 また、今年度から「新米パパママの（ふたりで子育て）講座」や父親も参加しやすいクッキング講座を開催している。  令和5年度実績（令和5年11月末現在） はぐくみベビー 年36回開催、参加者数：222人 （男性105人 女性117人） マタニティクラス 年12回開催、参加者数：69人 （男性8人 女性61人） 新米パパママの（ふたりで子育て）講座 11月開催 参加者数：10人 （男性5人 女性5人） リラックスキッチン～週末クッキング～（パパ歓迎） 11月開催 参加者数：6人 （男性3人 女性3人）	A	引き続き父親の育児参加促進に寄与するよう、開催方法の工夫に取り組む必要がある。	引き続き開催を継続していく。また、市広報やホームページを通じた情報提供も引き続き行う。	はぐくみベビー・マタニティクラス等各講座について、開催日時等を周知し、妊婦とその家族が参加しやすい環境をつくるとともに、市広報やホームページを通じた情報提供を行う。	子育てリフレッシュ館

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(3)心の健康 対策の推進	49	精神保健上の問題を含めた自殺の背景となり得る要因に対して、相談窓口の周知やゲートキーパー養成研修等に取り組むとともに、自殺予防に関する知識の普及に努めます。	・ゲートキーパー養成研修の実施による、自殺予防に関する知識や技術の普及促進。 ・悩みごとに対する相談窓口の周知の強化。	ゲートキーパー養成研修：3回（①民生委員16人、市民23人 ②民生委員2人、市民11人 ③市職員50人（予定）） ①③は集合形式、②はオンライン形式で実施  自殺対策連絡調整会議：8月と2月に実施。  自殺予防週間・対策強化月間における啓発活動（市広報誌への掲載等に加え、本庁・保健センターへのパネル展示、保健所でリーフレット等の掲示）	A	ゲートキーパー養成研修について、性別や世代等に関わらず、より多くの対象者が参加できるよう、実施方法に検討の余地がある。	ゲートキーパー養成研修について、引き続き、集合形式に加えオンライン形式による研修も実施し、研修の募集に係る周知啓発を幅広く実施する。	・ゲートキーパー養成研修について、周知方法の拡充等により受講者数の増加を図り、自殺予防に関する知識や技術の普及を推進する。 ・悩みごとに対する相談窓口（国・府・市・NPO法人）の案内リーフレットを改訂し、相談窓口の周知を図る。	保健総務課
	50	ひきこもり、依存症等を含む精神疾患に関する相談窓口の周知と誰もが相談しやすい相談体制の充実を図ります。	精神保健に関する啓発活動を継続するとともに、ひきこもりや依存症、こころの健康に関する相談窓口を明記したリーフレット等に関係機関の協力を得、広く市民に周知し、支援を必要とする当事者等が早期に相談できるよう体制を充実させる。	1 普及啓発 (1)アルコール関連問題啓発週間 日時 令和5年11月10日～11月16日 内容 相談先を広報に掲載 (2)ギャンブル等依存症問題啓発週間 日時 令和5年5月14日～5月20日 内容 相談先を広報に掲載 (3)自殺予防週間 期間 令和5年9月10日～9月16日 内容 すこやかステーション内ポスター掲示 (4)自殺対策強化月間 期間 令和6年3月 内容 すこやかステーション内ポスター掲示 (5)精神保健福祉普及運動期間 期間 令和5年10月23日～10月29日 内容 すこやかステーション内ポスター掲示 (6)市内大学等において啓発物の配布 日時 令和5年11月～令和5年12月末 対象施設 摂南大学、大阪公立大学工業高等専門学校 内容 啓発チラシの配布、大学での健康フェアにおける啓発活動（啓発ポスター掲示、アルコールパッチテスト実施等） 成人式（参加者への啓発物の配布） (7)日時 令和6年1月8日 内容 他の啓発物へ併せて依存症啓発チラシの封入 2 相談窓口の周知 相談先を明記したリーフレットを関係機関窓口等に配架依頼	A	様々な機会を通じて、市民への周知啓発を行っており、引き続き、周知啓発を図っていく必要がある。	大学で健康フェアを実施する際には性差等も考慮し、効果的な啓発を実施していく。 各関係機関が把握した市民が相談につながるよう各機関との連携をさらに深める。	精神保健に関する啓発活動を継続するとともに、ひきこもりや依存症、こころの健康に関する相談窓口を明記したリーフレット等に関係機関の協力を得、広く市民に周知し、支援を必要とする当事者等が早期に相談できるよう体制を充実させる。	保健予防課

第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート

基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保

課題3 困難を抱える人への支援

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり	51	ひとり親家庭に対して、生活、子育て、子どもの教育、就業など、母子及び父子家庭の状況に応じた必要な支援を行います。	・母子自立支援プログラム策定事業及びハローワークと連携した就労支援事業の推進 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金	・母子・父子自立支援プログラム策定 … 30件（内6件が就労につながった。） ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金 … 12件 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 … 26件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 … 74件	A	ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、子どもの貧困対策にも資するよう、支援施策を実施していく。	個々の状況・ニーズ等に対応した支援プログラムを策定することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。	・母子・父子自立支援プログラム策定事業及びハローワークと連携した就労支援事業の推進 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金	子どもを守る課
	52	貧困と格差の連鎖を起ささないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	対象となる被保護世帯が教育の機会を逃さず選択できるよう、生活保護制度に係る高等学校等就学費等の及び進学準備給付金について情報提供を行い適切な支給を行う。	高等学校等就学費等 1,162件 10,072,299円 ※ 令和5年11月末現在 進学準備給付金 14件 1,600,000円 ※ 令和5年11月末現在	A	○高等学校等就学費等の支給申請書類の不備等により受給が遅れたり、一部支給対象とならない経費があることについて理解が得られないケースがある。 ○進学準備給付金 大学等への進学を希望せず、卒業後、すぐに就職を希望する生徒が少なくない。	○高等学校等就学費等の支給円滑に支給が行えるよう、対象者に対し丁寧な説明を行う。 ○進学準備給付金 高校生等の子供のいる世帯について、早期から進路の把握に努め、中長期的な視点で目標をもち多くの選択肢のなかから進路を選択するよう情報提供を行う。	・対象となる被保護世帯が教育の機会を逃さず選択できるよう、生活保護制度に係る高等学校等就学費等の及び進学準備給付金について情報提供を行い適切な支給を行う。	保護課
			令和5年度 認定率（認定者数／在籍者数）は下記のとおり。※令和5年12月現在 <小学校> 公立のみ 19.2%（1,941人／10,110人） <中学校> 公立のみ 22.3%（1,153人／5,170人）  令和5年度は、新中1の入学準備金の支給額を60,000円から63,000円に引き上げ、入学前の保護者の負担軽減につなげた。	A	支給条件や補助単価並びに補助項目等について、引き続き、国や府の動向を注視していく。	引き続き、支援が必要な家庭に対する確実な援助に努める。	就学援助制度について周知を図るとともに、滞りなく支給事務を行い、経済的な事情により就学が困難な児童・生徒の保護者への援助を行う。	教育政策総務課	
		・スクールソーシャルワーカーを活用した関係諸機関との連携 ・児童生徒支援人材を活用した児童の学習・生活支援	・関係諸機関と連携を図るため、拡大ケース会議や市の要保護児童対策地域協議会にスクールソーシャルワーカーが参加した。 ・各小中学校（小学校は2校に1名）に児童生徒支援人材を配置し、児童・生徒の学習・生活支援を実施。	A	貧困の格差と連鎖を起ささないために、継続した学習・生活支援・ケース会議を行う必要がある。	スクールソーシャルワーカー・児童生徒支援人材を活用した効果的な取組を検証する必要がある。	・スクールソーシャルワーカーと社会福祉協議会等、関係諸機関との継続した連携の実施 ・児童生徒支援人材を活用した児童の学習・生活支援	教育指導課	
53	高齢者、障害者等の権利擁護、虐待防止と相談窓口の充実を図ります。	各中学校区に設置する地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談、権利擁護に取り組む。	地域包括支援センター 総合相談件数（見込）：6,622件 権利擁護対応件数（見込）116件（4月中旬実績確定予定）	B	相談・権利擁護事案等に適切に対応できるよう、研修等により地域包括支援センターの資質向上を図っていく必要がある。	地域住民との信頼関係を築くため、地域包括支援センター職員の定着を図る。	各中学校区に設置する地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談、権利擁護に取り組む。	高齢介護室	
		障害者虐待等が発生した際には、早期発見、早期対応を行い、障害者の安全を守るための支援を実施する。	障害者虐待防止センターにおいて、虐待の早期発見、早期対応を行い、障害者の安全を確保するための対応を継続して行っており、また、市HPも活用し周知を進めている。 職員数 5人（男性3人、女性2人）	A	障害者虐待センターにおける相談対応等については、被虐待者や相談者の性別を問わず、希望に応じた性別の職員からの対応を行っていく必要がある。	引き続き、被虐待者や相談者が希望する性別の職員による対応を行っていく。	障害者虐待等が発生した際には、早期発見、早期対応を行い、障害者の安全を守るため相談業務の適切な運営に努めてまいります。	障害福祉課	

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
	54	高齢者、障害者等の経済的安定に資する就労相談を関係機関と連携を図りながら実施し、就労機会の提供に結び付けます。	高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、就労機会の提供を増やしていく。	シルバー人材センター シルバー人材センターの人数：1,108人 (男性720人、女性388人) 補助金の支出(運営補助)：22,708,000円 シルバー人材センターと連携し、就労機会の増加に取り組んだ。	B	高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、就労機会の提供を増やしていく必要がある。	シルバー人材センターと連携を推進し、高齢者の働く場の確保に努めていく。	シルバー人材センターとの連携を図り、就労機会の提供に努めます。	高齢介護室
			・就業・支援センターと連携し障害者就労に取り組む。 ・関係機関との情報共有	寝屋川市自立支援協議会において、就労支援に関する部会を設置し、関係機関と寝屋川市における障害者就労の移行支援・継続支援・定着支援の推進及び情報共有を図っている。 年12回開催(男性9人、女性5人)	A	障害者就労を議題としていることから、就労に関する男女共同参画についての議論を行っていく必要がある。	障害を有する女性の就労に向けた議論も実施していく。	・障がい者就業・生活支援センターと連携し障害者就労に取り組む。 ・関係機関との情報共有	障害福祉課
(2)様々な困難な状況を抱える人が安心して暮らせる地域社会づくり	55	外国人が安心して生活する上で必要な情報提供や相談窓口の設置などの支援を行います。	・ホームページの自動機械翻訳の実施 ・広報誌等掲載内容の多言語化	【市ホームページ翻訳機能】 令和3年7月の市ホームページのリニューアルにより、翻訳機能を3言語(英語、中国語、韓国語)から10言語に拡充(英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語) ・アクセス数：1,184(令和5年度見込み)  【やさしい日本語のホームページ】 災害や急病など特に緊急性の高い情報について、平易な日本語表現である「やさしい日本語」による情報を発信 ・アクセス数：217(令和5年度見込み)  【多言語デジタルブック】 令和3年10月から、広報誌等の刊行物を9言語(英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語)で閲覧できるデジタルブックを導入。 ・掲載物 広報ねやがわ、すこやかサポートブック、子育てナビ、ハザードマップ、市ガイドブック等 ・アクセス数：352(令和5年度見込み)	A	市ホームページの翻訳機能や、やさしい日本語のページについては、アクセス数が少なくっており、リニューアル後の認知度が低い状況である。 多言語デジタルブックについても、閲覧数が月平均29件と低く、認知度が低い状況である。	市ホームページの翻訳機能や、やさしい日本語のページ、多言語デジタルブックについての認知度向上を図るために、広報誌やアプリ・SNS等の媒体を活用して周知を行う。	・ホームページの自動機械翻訳の実施 ・広報誌等掲載内容の多言語化 ・市ホームページの翻訳機能や、やさしい日本語のページ、多言語デジタルブックについての周知	企画三課
			寝屋川市国際交流協会と連携し、外国人のための生活ガイドの活用や外国人相談窓口の運用など、多文化共生事業を実施する。	・生活ガイドの活用や外国人相談窓口の運用など、市内在住外国人の生活をサポートするための取組等を行った。  【生活相談窓口利用件数】54件(R5年度見込み) 【生活ガイドの周知方法】 外国人がスマートフォン等ですぐに情報にアクセスできるよう、QRコード一覧チラシを作成。 ・市及び、国際交流協会ホームページに掲載 ・外国人の転入等の手続時に配布(市民サービス部と連携) ・各公共施設に配架	B	【生活相談窓口】 ・国籍別在住外国人人口を注視し、幅広い言語、事案に対応できる体制づくりをしなければならない。  【生活ガイド】 ・新しい制度や施策の変更等があった場合の周知方法。 ・対応言語の精査。	【生活相談窓口】 ・広報誌やホームページを通じて外国人の目に触れる媒体で情報の周知を図る。  【生活ガイド】 ・内容の更新に伴い、各所管課への照会を適宜行うなど、タイムリーな情報を掲載できるよう努める。	寝屋川市国際交流協会と連携し、外国人のための生活ガイドの活用や外国人相談窓口の運用など、多文化共生事業を実施する。	市民活動振興室

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課						
	56	多様な家族の形態を認め合う意識啓発とともに、それぞれの家族が抱える困難に対応する取組を進めます。	家族の多様性を認める社会への変化や意識面での変化の重要性を学ぶための、ふらっと市民セミナー、パネル展示等の実施や困難の内容に応じた関係機関へつなげる取り組みに努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふらっと市民セミナー タイトル：母との関係に悩んでいませんか？～気持ちがモヤモヤする原因を一緒に考えましょう～ 参加者数：49人（女性49人）</li> <li>・ふらっと ねやがわ各種相談</li> <li>・女性弁護士による法律相談（毎週火曜日） 48回</li> <li>・女性の相談員による心の悩み相談（毎週月・水・第3火曜日） 342回</li> <li>・女性の相談員による電話相談（毎週金曜日） 52回</li> <li>・男性の相談員による心の悩み相談（第2水曜日） 12回</li> </ul>	B	引き続き、多様な家族の形態を認め合う意識啓発とともに、それぞれの家族が抱える困難に対応する取組を進めることが課題である	ふらっと ねやがわの各種相談事業に加え、様々な困難な状況を抱える人が安心して暮らせる地域社会づくりを促進に関して他市町村などの調査を行う必要がある	多様な家族の形態を認め合う意識啓発とともに、それぞれの家族が抱える困難に対応する取組について、他市の実績等を含めて調査を行う	人権・男女共同参画課						
(3)多様性を尊重する地域社会づくり	57	性的指向や性自認等の多様性に対する理解の促進とともに、生活上で抱える困難を軽減するための配慮に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふらっと市民セミナー、パネル展示等の実施</li> <li>・大阪府で実施する各種相談事業の紹介</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>指標：性的少数者又はLGBTについての認知度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度実績値</td> <td>第5期プラン目標値</td> </tr> <tr> <td>84.3%（令和元年度）</td> <td>100%</td> </tr> </table>	指標：性的少数者又はLGBTについての認知度		令和2年度実績値	第5期プラン目標値	84.3%（令和元年度）	100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふらっと市民セミナー タイトル：男女間の賃金格差が生じる要因を知る～背景にひそむ無意識のジェンダーバイアスについて 参加者数：16人（男性5人、女性11人）（うちweb参加1人）</li> <li>・ふらっと ねやがわ各種相談</li> <li>・女性弁護士による法律相談（毎週火曜日） 48回</li> <li>・女性の相談員による心の悩み相談（毎週月・水・第3火曜日） 342回</li> <li>・女性の相談員による電話相談（毎週金曜日） 52回</li> <li>・男性の相談員による心の悩み相談（第2水曜日） 12回</li> <li>・大阪府の各種相談事業について、リーフレット等をふらっと ねやがわに配架、ホームページにて周知</li> </ul>	A	引き続き相談相談体制の確保を行うとともに、より多くの方に性的指向や性自認等の多様性に対する理解促進を行うために、ホームページを充実させる必要がある。	相談体制の確保を図り、相談者へ寄り添う相談業務に努めるとともに、大阪府等で実施している相談先や性的指向や性自認等の情報をホームページにて周知を行う。	生活上で抱える困難などに対し、引き続き相談業務等に取り組み、ホームページ等で周知を図りLGBTへの理解促進に努める	人権・男女共同参画課
	指標：性的少数者又はLGBTについての認知度														
	令和2年度実績値	第5期プラン目標値													
84.3%（令和元年度）	100%														
58	子どもが性の多様性を理解し、すべての子どもの人権が尊重されるように取り組みます。	・教科書等を活用した性教育指導等の実施	道徳、保健体育等学校の教育活動全体を通じて、性別による日常生活での身近な思い込みや偏見に気付き、ジェンダーを理解する学習を進めるとともに、性的マイノリティの子どもへの配慮、ジェンダー平等教育の学習の充実に向け取組を進めた。	A	ジェンダー平等教育を通じた児童生徒の理解を図るためには、継続した取組が必要である。	学校の教育活動全体での取組だけでなく、保護者や地域、関係機関との連携を通して、ジェンダーの理解に努めていく。	教科書等を活用した性教育指導や性的マイノリティに関する子どもへの配慮、ジェンダー平等教育の実施	教育指導課							
59	「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知を行い、同性パートナーに対する理解と啓発を進めます。	大阪府からの周知・啓発に向けたリーフレット等による情報提供や、ホームページ等も活用し啓発に努める。	大阪府・関係機関等からのリーフレット（「このカードをご存じですか？」）等による「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の情報提供を受けた際には、ふらっと ねやがわをはじめ、各公共施設に配架、及びホームページでの周知に努めた。	B	引き続き、同性パートナーに対する理解と啓発を進める必要がある。	引き続き、ホームページ等で、情報発信を行っていく必要がある。	大阪府からの周知・啓発に向けたリーフレット等による情報提供や、ホームページ等も活用し啓発に努める。	人権・男女共同参画課							

## 第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート

基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保

課題4 防災・減災活動における男女共同参画の推進

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)地域における防災・減災活動への女性の参画促進	60	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府)を活用して、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性の視点からの取組を推進して災害対応力の強化に努めます。	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府)を活用し、避難所における女性の視点から必要物資を備蓄するなど、女性の視点からの取組を推進できるよう支援する	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、必要物資を備蓄するなど、女性の視点に立った取組に努めた	B	避難所生活において、プライバシーの確保を図る上で、女性の視点が必要であることから、引き続き、参画拡大を促進していく	女性が積極的に意思決定に参画し、主体的な担い手であることを認識した取り組みを推進していく	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府)を活用し、女性の視点から避難所生活を行いやすいよう、特別教室使用などの取組を推進できるよう支援する	防災課
			国、大阪府からのリーフレット等による講座や研修の情報提供を行う。	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」をはじめとした、地域における防災・減災活動への女性の参加促進に関する大阪府・関係機関等からのリーフレット等によるの情報提供を受けた際には、ふらっとねやがわをはじめ、各公共施設に配架。	B	引き続き、大阪府、関係機関からの情報提供を受けた際には、各公共施設等へ適切に情報共有する必要がある。	引き続き、大阪府、関係機関からの情報提供を受けた際には、各公共施設等へ適切に情報共有を行う。	引き続き、国、大阪府からのリーフレット等による情報提供を行うとともに、能登半島地震の状況をもとに、女性視点からの教訓を生かしていくよう情報提供に努めてまいります。	人権・男女共同参画課
	61	地域防災計画や避難所運営マニュアルの見直しにおける意思決定の場に女性の参画拡大を進めます。	避難所における男女のニーズの違い等を配慮するため、女性の参画を促進する	防災会議委員の任期満了に伴う委嘱を行い、男女平等の観点から、女性委員の積極的な推薦について各種団体に依頼した結果、1名の女性委員が新たに委員に就任した(全38名うち女性5名)	B	寝屋川市防災会議の委員には役職者から推進されるケースが多く、その役職者には女性が少ないため、女性の登用が進まないことが課題である	防災会議の委員の構成に対して、役職者に限ることなく、男女双方の視点を十分に配慮し、女性の参画を促進していく	災害時でも女性が生活しやすい環境づくりのため、地域防災計画や避難所運営マニュアルの改訂において、女性の意見をできる限り反映するとともに、継続して女性委員の参画を促進する	防災課
(2)避難所運営における男女共同参画の促進	62	地域の様々な人が参加して避難所の運営を模擬体験する「避難所運営ゲームHUG(ハグ)」などを通じて、多様な視点を取り入れた避難所運営をそれぞれの地域において主体的に行えるよう支援します。	地域の防災訓練等において男女が対等に主体的に参加、参画できるように働きかけるとともに、男女双方の視点に十分に配慮し災害体制の充実を促進する	令和5年度においては、15校区の地域協働協議会で防災訓練等を実施。実施内容について、事前に地域・消防・市の3者協議を行い、男女問わず全ての地域住民が参加しやすいよう取り組んだ。	B	避難所生活において、プライバシーの確保を図る上で、女性の視点も考慮した避難所運営が重要である	地域協働協議会の自主的な活動を支援し、女性の視点を反映するために女性の参画拡大を促進する	避難所開設訓練等において、多様な視点を入れ、避難所運営ができるような取組を促進する	防災課

### 第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート

基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透

課題1 男女共同参画の意識づくり

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)男女の人権尊重と法制度の理解促進	63	男女共同参画に関わる法律や制度の周知と理解を促進するための情報発信や学習機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふらっと市民セミナー、パネル展示等の実施</li> <li>・男女共同参画週間に関する情報提供、啓発</li> <li>・「人として当たり前生きる権利を考えるつどい」の実施</li> </ul> 指標：「男女共同参画社会」の言葉の認知度 第5期プラン目標値 100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に係る展示 日時：令和5年6月1日～6月30日 テーマ：働いてもお金が足りないのはなぜ？ 女性の生涯賃金について</li> <li>・ふらっとねやがわ連絡会支援事業 日時：2月7日実施予定 テーマ：男女共同参画の基本と寝屋川市での取組</li> </ul>	B	引き続き、男女共同参画や男女共同参画週間に関する情報提供の周知啓発を行う。	引き続き、ふらっと市民セミナーだけでなく、男女共同参画に関わる法律や制度の周知の促進のため、ホームページを充実させる。	男女共同参画の法律や理解促進に向け、ふらっと市民セミナーの実施、ホームページ等で情報発信や学習機会を提供する。	人権・男女共同参画課
	64	市の施策が男女共同参画の視点に立って取り組まれるよう、職員に対する男女の人権尊重の意義と男女共同参画に関わる法律・制度の理解を深める研修を実施します。	職員に対し、男女共同参画社会の推進に関する人権研修を実施する。	人権研修の実施 テーマ：暮らしのなかのジェンダー平等～雇用の視点から～ 開催日：令和6年2月19日（予定） 対象者：令和2年度入庁職員、令和4年度入庁職員及び新任課長	B	男女共同参画社会の推進に関する研修で深めた知識・理解を実際の業務に活かしていく。	市の施策が男女共同参画の視点に立って取り組まれるよう、社会情勢を反映させた研修内容とする。	職員に対し、男女共同参画社会の推進に関する人権研修を実施する。	人事室
(2)男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実	65	本市の男女共同参画プランや調査結果及び国や大阪府の動向等を情報発信します。	「男女共同参画プラン」、「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」による情報の提供や男女共同参画週間に関する情報の提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画プラン、「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」を市ホームページに掲載し周知</li> <li>・男女共同参画に係る展示 日時：令和5年6月1日～6月30日 テーマ：働いてもお金が足りないのはなぜ？ 女性の生涯賃金について</li> </ul>	A	引き続き、男女共同参画プランや調査結果及び国や大阪府の動向等の情報等についての共有は、適切かつ継続して行うことが必要である。	引き続き、男女共同参画プランや調査結果及び国や大阪府の動向等の情報等についての共有は、適切かつ継続して行うとともに、ホームページの充実化を図る。	「男女共同参画プラン」、「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」による情報の提供や国や大阪府の男女共同参画週間に関する情報を適宜ホームページを更新し情報提供に努める。	人権・男女共同参画課
	66	性別に基づく思い込みや偏見に気づききっかけとなる取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふらっと市民セミナーの実施</li> </ul> 指標：「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合 令和2年度実績値 62.1%（令和元年度） 第5期プラン目標値 100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふらっと市民セミナー タイトル：食べることを考える 健康のためのそれぞれの食卓 参加者数：14人（男性2人、女性12人）</li> <li>・人権啓発冊子「種をまこう」の配布 対象：市内小学校1年生（低学年用） 市内小学校3年生（中高学年用）</li> </ul>	A	ふらっと市民セミナーの実施や、人権啓発冊子「種をまこう」の配布を引き続き行い、より多くの幅広い年代の方に情報提供や啓発活動を行う必要がある。	人権啓発冊子「種をまこう」の配布に関しては、引き続き市内小学校1年生、3年生と中学校1年生に配布を行い、全校児童生徒が冊子を手にすることができるよう進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふらっと市民セミナーの実施</li> <li>・人権啓発冊子「種をまこう」の配布</li> <li>・男女共同参画週間に関する情報等を適宜ホームページに掲載を行う</li> </ul>	人権・男女共同参画課
	67	男女共同参画に関する図書や映像資料等の収集・提供を充実します。	収集している男女共同参画に関する図書資料等の展示	人権・子育て等に関する本展の実施 タイトル：くらしと人権 令和5年6月2日（金）～30日（金）	A	本の選書だけでなく、テーマや効果的な展示方法などを検討する。	引き続き、男女共同参画に関する資料収集や、幅広い世代の方に興味を持ってもらえるよう本展の内容等を工夫する。	資料収集や本展をはじめ、男女共同参画に興味を持つきっかけづくりとなる図書館運営に努める	中央図書館
		男女共同参画社会の状況等を踏まえ、推進センターの図書、資料等の充実を図る。	人権・子育て等に関する本展の実施 タイトル：くらしと人権 令和5年6月2日（金）～30日（金）	A	男女共同参画に関する図書等の市民等のニーズを把握すること。	日頃からニーズ・時勢に応じた男女共同参画に関する図書等の資料収集を行い、貸出冊数増加につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の男女共同参画の状況等を踏まえ、図書館と連携を行い、貸出事業の周知と図り、利用者の増加に努める。</li> <li>・映像資料等をホームページに公開し充実を図る</li> </ul>	人権・男女共同参画課	

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(3)男女共同参画の視点に立った広報活動の推進	68	行政機関の制作する広報物等のあらゆる情報発信の中で、男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進します。	性別に基づく固定観念にとらわれない視点での表現、編集の推進	広報誌において、名前につける敬称については「くん」や「ちゃん」ではなく「さん」に統一し、性別によらない表現とする等、性別に基づく固定観念にとらわれない視点での表現、編集を行っている。	A	広報誌編集時に使用するフリーイラスト集などにおいて、親子の様子を描いたものには「母と子」等、性別が偏っている場合も多いことから、使用にあたっては偏りのないよう配慮する必要がある。	引き続き、文字情報だけでなく、イラストや写真等の視覚情報についても男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進する。	・性別に基づく固定観念にとらわれない視点での表現、編集の推進	企画三課
			性別に基づく固定観念にとらわれない視点での適切な表現・編集の推進を図る。	大阪府が発行している「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」をホームページに掲載	B	引き続き、性別に基づく固定観念にとらわれない視点での適切な表現・編集の推進を進めることが課題である。	引き続き、性別に基づく固定観念にとらわれない視点での適切な表現・編集の推進について、他市の状況調査を行う必要がある。	性別に基づく固定観念にとらわれない視点での適切な表現・編集の推進について、他市で取り組んでいる状況調査を行う	人権・男女共同参画課
	69	広報誌のほか市公式ホームページ、SNS、アプリ等の多様な情報発信チャンネルを活用して、男女共同参画の視点に立った情報発信の充実を図ります。	・広報誌や市ホームページ、SNS、市公式アプリ等を活用した情報発信 ・点字・声の広報の発行	様々な媒体を活用して情報発信を実施した。 ＜各種媒体の情報発信実績＞ ・広報誌、点字広報、声の広報の月1回発行 広報誌：全戸配布 点字広報：30部発行 （うち、市民送付15部） 声の広報：55部発行 （うち、市民送付30部） ※声の広報音声版HP閲覧数：1,638回 ・ホームページ等による情報発信 ホームページ総アクセス数：9,417,866回 市公式アプリインストール数：74,398件 市公式ツイッター登録者数：7,918人  ※いずれも令和5年度見込	A	点字広報、声の広報については、利用者の高齢化等により、年々減少傾向にあり、これまで活用していない対象者への周知が課題である。	点字広報、声の広報についての認知度向上を図るために広報誌等やアプリ・SNS等の媒体を活用して周知を行う。  男女共同参画の視点に立った情報発信の充実については、回数や内容も含め、人権・男女共同参画課とも協議の上、充実を図る。	庁内連携を図り、男女共同参画の視点に立った情報発信を行うため ・点字・声の広報発行事業の実施 ・アプリケーションやSNS等を活用した情報発信	企画三課

第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート

基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透

課題2 多様な選択を可能にする教育や学習の推進

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)男女平等 保育・教育の 充実	70	教職員及び保育士が、性別に基づく思い込みや偏見に気づく機会の提供と、男女平等保育・教育の実践につながる研修を実施します。	日常の保育の場を通じて、ジェンダーに関する気づきを促す保育を実施します。	絵本や紙芝居など、関連する視覚教材を使った児童への指導	B	男女平等な保育の指導方法やカリキュラムについての検討を行う。	男の子と女の子の違いに気付き、互いに認め合って尊重し、大事にする等の指導を行う。	日常の保育の場を通じて、ジェンダーに関する気づきを促す保育を実施します。	保育課
			日常から男女平等を意識した保育、教育の取り組み	日常から男女平等を意識した保育、教育に取り組み、保護者にも懇談会等で啓発を行うとともに、男女共同参画の視点にたち、教育研究会や職員研修の充実に努めた。 【指導内容】 ・幼稚園教員研修会における保育研究と実践 ・情報誌図書案内 ・人権擁護委員による講話 【具体的な教材の内容】 ・人権学習関係、男女平等につながる絵本などを使っての指導	B	就学前の子どもに対する保育・教育の中で子どもに理解しやすく親しみやすい内容で指導していく必要がある。	職員が男女平等を意識して子どもたちへの保育・教育を行う。	日常から男女平等を意識した保育、教育の取り組み	学務課
			教職員を対象とした、セクシュアルマイノリティ理解やセクシュアルハラスメント防止についての研修を実施する。	人権教育研修の実施 ①テーマ：LGBTQ sと教育現場～公教育を担う私たちの役割～ 対象者・参加者数：市立小中学校教職員・38名 ②テーマ：ハラスメントを許さない組織づくり 実施方法：オンライン実施 対象者・参加者数：市立幼小中学校園教職員・36名 ③テーマ：性的マイノリティの人権課題 対象者・参加者数：市立小中学校初任者教員・76名 ④テーマ：学校に求められる男女共同参画の視点 実施方法：オンライン研修 対象者・参加者数：市立小中学校教職員・30名	A	研修内容について、いずれの研修も85%以上の受講者が満足したと回答した。また、90%以上の受講者が研修内容を今後の実践に活かしていけると回答した。 今後も、より多くの教職員がセクシュアルマイノリティ理解やセクシュアルハラスメント防止に対する理解を深め、自分ごととしてとらえることができるよう、研修内容や実施形態等の工夫をし、研修を実施していく必要がある	研修内容・実施形態を工夫することで、受講者が自身の無意識の思い込みや、偏見等の自覚を促し、男女平等教育の実践につながるようにする。	引き続き、性別に基づく思い込みや偏見に気づく機会の提供として、教職員を対象とした、セクシュアルマイノリティ理解やセクシュアルハラスメント防止についての研修を実施する。	総合教育研修センター
71	性別に関わらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた男女平等の視点に立った教育に取り組みます。	・発達段階に応じたキャリア教育を実施	職業体験学習や実際に働いている人を講師として招いた職業講和、クエストエデュケーション等のキャリア教育の実施	A	新型コロナウイルス感染症の影響で職業体験学習の実施が困難な学校もある。	職業体験学習の再開だけでなく、クエストエデュケーション等、より良いキャリア教育を思案・計画していく必要がある。	・発達段階に応じたキャリア教育を実施	教育指導課	
72	寝屋川リーダーズの活動等を通して、性別に関わらずリーダーシップを発揮できる人材の育成と年齢に応じた働きかけにより、男女共同参画意識の醸成を図ります。	学年性別の枠にとらわれず、自由に活動や発表できる環境をつくり、様々な視点の考え方があふれる機会を提供します。 目標数値：小学生クラブ年間7回のプログラム開催。中高生クラブ年間7回のプログラム開催。	小学生クラブ：12回（いのちの授業・キャンプ・ゴミの学習等） 中高生クラブ：14回（普通救命・農業体験・デイキャンプ等） 小中高合同：4回（清掃活動・国際理解と多文化・防災活動等）	A	学年性別に関係なく、参加者が協力しながら体験や発表ができるプログラムの実施。	引き続き学年性別に関係なく、参加者が協力しながら行う体験や発表ができるプログラムを実施できるよう努める。	学年性別の枠にとらわれず、自由に活動や発表できる環境をつくり、様々な視点の考え方があふれる機会を提供します。 目標数値：小学生クラブ年間12回のプログラム開催。中高生クラブ年間14回のプログラム開催。	青少年課	

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(2)様々な困難な状況を抱える人が安心して暮らせる地域社会づくり	73	多様な年齢層、属性の市民の生きがいづくりと自己実現につながり、充実した生活を送れるよう生涯学習の機会を提供し、仲間づくりを支援します。	所管する指定管理者施設のまつり等のイベントやコミュニティセンターを活用した講座に、まちのせんせいを派遣していく。	市ホームページ、ねやがわ生涯学習あんない（講師・イベント/講師案内編）に「まちのせんせいバンク」名簿を掲載、更新を行い、情報発信を行った。コミュニティセンター等においてまちのせんせい体験講座を開催した。 体験講座 南コミセン ・椅子ヨガ体験（24人） ・落語会（14人） 西南コミセン ・椅子ヨガ体験（15人） 東コミセン ・色鉛筆画講座（10人） 西コミセン ・ストレッチ講習会（9人） エスポアール ・簡単なマジック（9人） 学び館 ・スライム作り・絵手紙・アートセラピー（51人）	A	高齢を理由にまちのせんせい登録辞退者が増加している。新規募集を続けているが、新たな登録者の発掘に苦慮している。	市ホームページ、広報誌、生涯学習あんない等により引き続き積極的にPRを行う。	まちのせんせいの新規募集のため、市ホームページ、広報誌、生涯学習あんない等により積極的なPRを行うとともに、所管する指定管理者施設のまつり等のイベントや市内コミュニティセンターを活用した講座に、引き続きまちのせんせいを派遣していく。	社会教育課
			ふらっと市民セミナーを通して、充実した生活を送れるよう生涯学習のきっかけとなる機会の提供の充実を図る。	ふらっと市民セミナー タイトル：母との関係に悩んでいませんか？～気持ちがモヤモヤする原因を一緒に考えましょう～ 参加者数：49人（女性49人）	B	参加者へのアンケート調査において、「親や娘のことを分かっているようで何もわかってなかったと知るきっかけとなった」「モヤモヤしていたものが晴れた」などの感想もあり、さらに多くの方に参加してもらうことが課題である。	ふらっと市民セミナーの周知方法につきましては、内容に応じてターゲットを絞り、チラシの配架やSNS等の発信について検討が必要である。	ふらっと市民セミナーを通して、充実した生活を送れるよう生涯学習のきっかけとなる機会の提供の充実を図る。	人権・男女共同参画課
			・広報誌や市ホームページ、SNSや市公式アプリ等を活用し、性別に捉われない家庭教育の実践に向けた学習機会等を情報発信	各担当課からの依頼に基づき、市広報誌やアプリ・SNS等にて家庭教育の実践に係る学習機会について情報発信を実施した。	A	男女の役割について固定的な観念がある人にこそ、学習機会を活用して学んで頂く必要があるが、いかにそのような方に情報を届けるかが課題である。	学習機会について興味・関心を持ってもらえるよう、情報発信時においてタイトル等内容を工夫する。	・点字・声の広報発行事業の実施 ・性別に基づく固定観念にとらわれない視点での表現、編集の推進	企画三課
			全児童・生徒に配布するいじめ通報促進チラシを通じて家庭内におけるいじめに対する意識の醸成を図る。	児童・生徒及び保護者等から当チラシを通じ、30件（令和5年12月1日時点）のいじめに関する通報・相談があり、全件、監察課が調査・対応を行うとともに、当チラシを継続的に全児童・生徒に配布することにより、学校や家庭において、いじめに対する意識の醸成が図られた。	B	特に男女共同参画の視点からの課題はない	特に男女共同参画の視点からの改善点はない	全児童・生徒に配布するいじめ通報促進チラシを通じて家庭内におけるいじめに対する意識の醸成を図る。	監察課

施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(3)男女平等な家庭教育の実践に向けた啓発	74	「男らしさ、女らしさ」に捉われず子どもの個性を伸ばす子育て観の醸成と家庭教育の実践に向けた学習機会を提供します。	家庭教育学級事業の講座開催について、年齢や性別に関わりなく事業へ参加できるよう、テーマや開催時間等を工夫し、より多くの方に家庭教育の実践に向けた学習機会を提供します。目標数値：男性の参加率を1割を目標とする	家庭教育講座：24回、受講者1,000名（家庭での情報モラル等） 家庭教育支援者スキルアップ講習会：6回、受講者264名（家庭教育支援、地域の関わり、LGBTについて等）	A	地域の中で、性別に関わりなくより多くの方が参加できるよう配慮することで、家庭教育支援の実践に向けた学習機会を提供。	引き続きオンラインと併用した開催を実施し、参加しやすいプログラムを実施できるよう努める。	家庭教育学級事業の講座開催について、年齢や性別に関わりなく事業へ参加できるよう、テーマや開催時間等を工夫し、より多くの方に家庭教育の実践に向けた学習機会を提供します。	青少年課
			男女の役割に関する固定的な観念や、それに基づく差別・偏見・行動などの偏った考えに気づくための、ふらっと市民セミナー、パネル展示等を開催し、学習機会の提供を行う。	・人として当たり前生きる権利を考えるつどい 日時：令和5年12月2日（土） 講師：ジェーン・スー テーマ：自分らしさの見つけ方 ・人権啓発冊子「種をまこう」の配布 対象：市内小学校1年生（低学年用） 市内小学校3年生（中高学年用） ・「男女共同参画ってなに？」をホームページに公開	B	引き続き、ふらっと市民セミナー、人権啓発冊子「種をまこう」の配布を行い、学習機会の提供を行う必要がある。	人権啓発冊子「種をまこう」の配布に関しては、引き続き、市内小学校1年生、3年生、中学校1年生に配布を行い、全校児童生徒が冊子を手にすることができるよう進める。	男女の役割に関する固定的な観念や、それに基づく差別・偏見・行動などの偏った考えに気づくための、ふらっと市民セミナーの実施及び、人権啓発冊子「種をまこう」の配布し学習機会の提供を行う。	人権・男女共同参画課
(4)男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援	75	市民の多様な文化創造活動が男女共同参画の視点で実践されるよう活動支援を行います。	性別に関わりなく価値と能力が発揮できる機会づくりとして、寝屋川文化芸術祭、寝屋川ミュージックデー、囲碁将棋活動推進事業を支援する。	寝屋川文化芸術祭 令和5年11月4日（土）5日（日）実施 参加者数20,696人（男性約4割、女性約6割） 寝屋川ミュージックデー 令和5年7月16日（日）実施 参加者数2,240人 囲碁・将棋活動推進事業 ・学校への囲碁将棋講師の派遣 ・小中学生囲碁将棋大会の開催（会場：市民会館） ・プロ棋士とのふれあい練習会の開催	B	寝屋川文化芸術祭は、一部の部門において参加する団体に若い方が少なく、継続して実施するためには課題がある。 寝屋川ミュージックデー 男女関わりなく参加できるイベントである。 囲碁・将棋活動推進事業は小学生においては男女とも参加者があるが、中学生の女子の参加は少数である。低年齢への周知を支援、学年が上がっても継続的に囲碁・将棋を続けていける支援が必要である。	寝屋川文化芸術祭 団体の参加の他、一般の参加者を増やすため、積極的な周知を実施する。 寝屋川ミュージックデー 音楽を聴く・演奏する、音楽に触れることは五感を使って体感できることなので、継続して行えるよう公立高専以外の学校にも協力を働きかける。 囲碁・将棋活動推進事業 低年齢の子どもたちへ広く囲碁・将棋を周知し、囲碁・将棋にふれる機会を全世代へ広げて競技人口の裾野を拡充する。	寝屋川文化芸術祭 団体の参加の他、一般の参加者を増やすため、積極的な周知を実施する。 寝屋川ミュージックデー 音楽を聴く・演奏する、音楽に触れることは五感を使って体感できることなので、継続して行えるよう公立高専以外の学校にも協力を働きかける。 囲碁・将棋活動推進事業 低年齢の子どもたちへ広く囲碁・将棋を周知し、囲碁・将棋にふれる機会を全世代へ広げて競技人口の裾野を拡充する。	文化スポーツ室
			市民が多様な考えを知るきっかけとなる活動や取り組みを通して、相互理解を深め、一歩踏み出す一助とするため、「人として当たり前生きる権利を考えるつどい」や、ふらっとねやがわ連絡会事業の実施に取り組む。	1.「人として当たり前生きる権利を考えるつどい」 ・講演会 日時：令和5年12月2日（土） 講師：ジェーン・スー テーマ：自分らしさの見つけ方 ・男女共同参画のパネル展示 ・ふらっとねやがわ登録団体によるパネル展示 2.ふらっと連絡会支援事業 日程：令和6年2月7日（予定） テーマ：男女共同参画の基本と寝屋川市での取組	A	・「人として当たり前生きる権利を考えるつどい」については、引き続き、開催内容のさらなる工夫が求められる。 ・ふらっとねやがわ連絡会支援事業の参加及び、開催に向けた役員会については男女関係なく実施をしていることから引き続き体制を整える必要がある。	・「人として当たり前生きる権利を考えるつどい」については、人として当たり前生きる権利を考えるつどい実行委員会と協議を行い、人権の視点から時勢に即したテーマで、創意工夫の凝らした効果的な事業内容を企画する必要がある。	市民が多様な考えを知るきっかけとなる活動や取り組みを通して、相互理解を深め、一歩踏み出す一助とするため、「人として当たり前生きる権利を考えるつどい」や、「ふらっとねやがわ連絡会支援事業」等の実施に取り組む。	人権・男女共同参画課